

施設内処遇に続く社会内処遇の検討

2010年4月入学

山名淳一

- I. はじめに
 - (1) 考試期間主義と残刑猶予主義
 - (2) 必要的仮釈放
- II. 社会内処遇の意義
 - 1 拘禁刑の弊害と処遇の必要性
 - (1) 拘禁刑の弊害
 - (2) 社会復帰のための処遇の必要性
 - 2 施設内処遇とその限界
 - (1) 施設内処遇の内容
 - (2) 施設内処遇の意義と限界
 - 3 社会内処遇の意義
 - (1) 社会内処遇の意義と必要
 - (2) 保護観察制度
 - (3) 社会内処遇の枠組み
- III. 現行仮釈放制度の問題点
 - 1 現行仮釈放制度とその特色
 - (1) 現行仮釈放制度の概観
 - (2) 現行仮釈放制度の特色
 - 2 現行仮釈放制度の問題点
 - (1) 「改悛の状」要件の厳格な運用
 - (2) 非常に短い保護観察期間
 - (3) いわゆる「仮釈放のジレンマ」
 - 3 仮釈放の積極運用による解決？
- IV. 現行仮釈放制度に代わる、施設内処遇に続く社会内処遇の制度案の検討
 - 1 四つの制度案
 - (1) 再収容の制裁を置かない保護観察刑の検証
 - (2) 再収容の制裁の効果と発動場面
 - (3) 代替的手段の検証
 - (4) 裁判所侮辱罪の可能性
 - (4) 小括
- V. 残された検討すべき論点
 - 1 保安処分との関係
 - 2 導入予定の刑の一部執行猶予制度案について
 - 3 保護観察態勢の不十分さ
 - 4 他の社会福祉政策との均衡
- VI. おわりに

I. はじめに

「私がぬけ出そうと試みたあの汚辱ははなはだ人を害うものです。徒刑場は囚人を作るものです。少しくこの点を考えていただきたい。徒刑場にはいる前、私は知力の乏しい一個のあわれな田舎者でした、一種の白痴でした。しかるに徒刑場は私を一変さしてしまつた。愚鈍であつた私は、悪人となつた。一個の木偶にすぎなかつた私は、危険な人物となつた」¹⁾。

ヴィクトル・ユゴーの名作『レ・ミゼラブル』の中で、主人公ジャン・ヴァルジャンは19年間の徒刑場生活が自らに与えた悪影響をこのように言い表した。彼が徒刑場に入っていたのは1796年から1815年までとされている。当時の徒刑場と今日の刑事施設とでは、その運用は大きく異なるものであろう。しかし、刑事施設での拘禁刑による弊害は現在でも引き続き指摘されており、その内容はジャン・ヴァルジャンが訴えたところのもの、そして『レ・ミゼラブル』の中で描かれるものと、大して変わりはない。

本稿は、拘禁刑による弊害を緩和するために、受刑者を施設内処遇に続けて社会内処遇に付することの必要性を主張するものである。

社会内処遇とは「犯罪者を社会内で自律的な生活を営ませ、その改善更生および円滑な社会復帰を図る制度」である²⁾。社会内処遇に関する基本制度は、保護観察、更生緊急保護、執行猶予、仮釈放の四つである³⁾。本稿

では仮釈放及びそれに伴う保護観察を対象に議論を進める。

以下ではまず、社会内処遇の意義について検討し、施設内処遇に続く社会内処遇の必要性を指摘する。社会内処遇の中身である保護観察制度についても概観する。次に、社会内処遇の枠の一つである仮釈放について、その制度を概観して問題点を確認する。その後、現行仮釈放制度の問題点を解決するための新しい制度案を検討していく。

II. 社会内処遇の意義

1 拘禁刑の弊害と処遇の必要性

(1) 拘禁刑の弊害

刑事施設での拘禁刑は、現在の刑罰の中心に位置する。それは、身体に対し苦痛を与える刑罰でないので残虐性が薄いという人道的側面からの長所⁴⁾、犯罪者を一定期間社会から隔離して国家の管理下に置き無害化することで社会安全に資するという保安的側面からの長所⁵⁾、「閉じ込める」ことによる苦痛(行動の自由の制限という客観的利益の剥奪⁶⁾)が罰としての効果を十分に有しているという応報的側面からの長所等、拘禁刑が様々な長所を有しているからであろう。

しかし、拘禁刑は多くの長所を持つ一方で、多くの弊害も指摘される場所である⁷⁾。拘禁刑の弊害は、受刑者の内的問題と、社会からの外的問題に分けて考えることができる。

受刑者の内的問題としては、社会不適応を

1) 『レ・ミゼラブル』第1部第7編11「シャンマティユーますます驚く」より。ユゴー(豊島与志雄訳)『レ・ミゼラブル(一)』478頁(岩波文庫, 1987)。

2) 大谷實『新版 刑事政策講義』267頁(弘文堂, 2009)。

3) 川出敏裕=金光旭『刑事政策』224頁(成文堂, 2012)。恩赦等を含むとする考え方もある。

4) この観点から、鞭打ちや鼻削ぎ等の身体刑は廃止された。また、死刑も世界的に廃止の方向へ進んでおり、廃止国と事実上の廃止国を合わせると140ヶ国が死刑を廃止している。対して、存置国は58ヶ国である。川出=金・前掲注3)79頁。

5) 拘禁刑の効果として保安機能が認められることは、それが刑罰であることを否定しない。

6) 小池信太郎「量刑理論における罪刑均衡原理と予防的考慮(3・完)——日独における最近の諸見解の検討を中心として——」慶應法学10号21頁, 37頁(2008)は、「自由刑において制度上予定されている害悪の本質的内容は、自由という客観的利益の剥奪であつて、それに事実上伴う『苦痛』ではない。」とする。

7) 染田恵『犯罪者の社会内処遇の探究——処遇の多様化と修復的司法——』17頁以下(成文堂, 2006)、岩井宜子『刑事政策(第5版)』153頁(尚学社, 2011)、土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一=海渡雄一編『刑務所改革——刑務所システム再構築への指針』69頁, 72頁(日本評論社, 2007)等。

招くこと、人格の他律化、自尊心の低下、犯罪性の進行等が指摘される。

拘禁刑は受刑者を社会から隔絶する刑であるが、それゆえに受刑者の社会不適応を招く危険が大きい。ここでの社会不適応は、収容中の社会の変化についていけないという物的な意味でもあり、刑務官や他の受刑者との狭く固まった人間関係の中での生活が続くことにより、出所後に社会の中で人間関係を構築することが下手になるという心的な意味でもある。特に物的意味での社会不適応は、発展スピードが著しい現代社会においては大きな問題となるだろう。

絶えず刑務官の監視の下でその指示に従って行動することが義務付けられる刑務所生活は、受刑者の自律性を奪い、他律的な人間を作ることに繋がる。自律性の喪失は自尊心の低下に直結する。

また、刑事施設へ拘禁するだけでは、受刑者の有する問題性向は改善されない。そればかりか、刑事施設では周りの誰もが犯罪者という環境で生活するため、むしろ問題性向が進展することがあると言われている。

社会からの外的問題としては、人間関係の喪失、失業と再就職の困難、「刑務所帰り」という烙印を押されること等が指摘できる。

刑事施設に入ると、それまでの生活環境から切り離されるため、従来の人間関係が失われる。罰金刑と異なり拘禁刑は刑罰を受けていることが誰の目からも明らかであり、また収容中は一般社会との繋がりが強く制限される。そのため、友人知人は徐々に遠ざかっていく。受刑者へ向けられる世間の厳しい目から逃れるために、家族ですら離れていくこともありえよう。

実刑が確定すると、ほとんどの場合に受刑者は職を失う⁸⁾。仕事を失うことは、人間関係の喪失に繋がるうえ、生活基盤を失うことになり社会生活を困難とする。出所後の再就

職も簡単ではない。

なにより最も大きな問題は、「刑務所帰り」という烙印を社会から押されることである⁹⁾。刑期を終えて出所してきた人間に対して社会は厳しい。出所者に好んで近づいてくる人間はいない。それどころか、世間はしばしば積極的に彼らを排除しようとする。出所者に対する社会からの排斥が、人間関係の喪失や失業等の根本原因となっている。そのため、受刑者は出所しても社会の中で孤立する。

以上指摘した内的外的弊害はどれも、受刑者の社会復帰を阻害する要因となっている。物的社会不適応、失業、再就職の困難といった事情は、出所した受刑者が通常の社会生活を営むことを物的側面から妨げる。人間関係の喪失により彼らは他人に助けを求めることもできず、心的社会不適応、人格の他律化、自尊心の低下は受刑者が出所後に新たな人間関係を築くことの障害となる。加えて、社会からの排斥は、彼らをますます孤立させる。これらの事情が相乗して、受刑者の社会復帰を難しくしている。

このような拘禁刑の負の効果を、社会的制裁の一つの表れとして肯定する考え方はあるかもしれないが、筆者は賛成できない。確かに、社会的制裁による「代替的害悪」はわが国の実務及び学説において軽減的な量刑事情として扱われており、社会的制裁が全く否定されるべきものという態度は一般に示されていない¹⁰⁾。しかし、社会的制裁を認めるとしても、一個の犯罪に対していつまでも制裁を科し続けるというあり方は肯定できない。出所後の受刑者の社会復帰を妨げるという形での社会的制裁は、不当に長期かつ過酷な制裁であり、とても認められないと考える¹¹⁾。

(2) 社会復帰のための処遇の必要性

筆者は、受刑者の社会復帰は促進されるべきであり、そのために拘禁刑の弊害の緩和が目指されるべきであると考えます。そして、弊

8) 一定の刑に処せられることが特定の職業に就くことの制限事由となるという、資格制限の効果を刑罰が持つこともある。例えば弁護士法7条1号等。川出=金・前掲注3)105頁。

9) 有罪判決により「犯罪者」という烙印を押すことは、それ自身が有罪判決を言い渡し刑罰を科すことの一つの目的であって、弊害とは言えない。しかし、刑期を終えた受刑者に対して、さらに「刑務所帰り」という烙印を押すことまで有罪判決の目的に含まれると考えることには抵抗がある。

10) 小池・前掲注6)39-42頁。

11) 量刑の軽減事由として考慮された程度を超える社会的制裁を肯定する理屈を立てるのは、難しいだろう。

害の緩和は行刑を通じて図られるのが効率的である。しかし、受刑者の社会復帰を促進するための施策を、なぜ国家が行わなければならないのだろうか¹²⁾。

受刑者の社会復帰に重点を置いた処遇を行刑の目標とすることは、自明の理ではない。受刑者処遇については、受刑者の社会復帰を目標に置く立場（「社会復帰モデル」という）と、受刑者の罪に応じた公平な取扱いを重視して処遇を否定する立場（「公正モデル」という）の対立があり、世界的に見てどちらが優勢というわけではない。国連は1955年に「被拘禁者処遇最低基準規則」(Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)を決議し、処遇の目的が社会復帰にあることを表明した。一方、1970年代以降の欧米、特にアメリカでは、社会復帰を目的とした処遇の困難さが指摘され、公正モデルが台頭している¹³⁾。

わが国では、一貫して社会復帰モデルが採られていると言ってよい¹⁴⁾。このことは、

本来犯罪者処遇の基本理念は刑罰の根拠に連動し、「応報刑論——公正モデル」「目的刑論——社会復帰モデル」となるところ、わが国においては応報刑論が支配的であること¹⁵⁾を考えると、少しおかしく感じるかもしれない。とはいえ、刑罰の根拠と犯罪者処遇の基本理念が必ず連動しなければいけないという理由はない¹⁶⁾。

社会復帰モデルと公正モデルのどちらが優れているかについて議論を進めることは、筆者には荷が重く、本稿の目的でもない¹⁷⁾。ここでは、受刑者の処遇において社会復帰を促進する施策を採ることがどのような観点から要請されるかを指摘して、社会復帰のための処遇の必要性を説明したこととしたい。

社会復帰を促進する施策の必要性については、第一に、再犯防止という刑事政策的要請が考えられる。平成22年に検挙された者のうち再犯者¹⁸⁾の割合は42.7%¹⁹⁾、平成22年に刑事施設へ入所した受刑者のうち再入者²⁰⁾の割合は56.2%²¹⁾であり、再犯の防

12) 土井・前掲注7)75頁は、同じことを「受刑者は、社会的援助を受ける権利を保障されるのであろうか。」という形で問うている。土井教授は、「自由刑としての刑の執行と行刑作用としての処遇を区別すべき」とする自由刑純化論に立ち、刑事施設での作業や指導等の処遇を「受刑者に対する個人的問題解決のための援助」とであると理解したうえで、そのような援助を受刑者が特別に受けられる根拠を問題とする。筆者は、処遇を拘禁刑の一内容と考えるので、土井教授の問いの枠組みには賛同しかねるが、受刑者が処遇を受ける根拠を考えるという点は参考になる。

13) 藤本哲也『刑事政策概論(全訂第6版)』219頁以下(青林書院, 2008)。アメリカにおける社会復帰モデルから公正モデルへの転換と、それに伴う刑罰運用の変遷について、簡潔にまとめられている。

14) 川出敏裕「監獄法改正の意義と今後の課題」ジュリ1298号25頁, 26頁(2005)、大谷・前掲注2)210頁、藤本・前掲注13)221頁。ダニエル・H・フット「日米比較刑事司法の講義を振り返って」ジュリ1148号165頁, 171頁(1999)は、わが国で社会復帰思想が採られていることについて、「改善更生とリハビリテーションの考え方を熱心に取り入れた、[日本の制度の] 明るい面」([]内筆者)であると評価している。

15) 刑罰の本質に関する現在の通説は、「刑罰の本質は応報としての害悪・苦痛であるが、その目的は犯罪の防止であるという相対的応報刑論」である。西田典之『刑法総論(第2版)』19頁(弘文堂, 2010)。一方で、刑罰の目的、正当化根拠を「犯罪予防・抑止の立場から理解」する目的刑論も有力である。山口厚『刑法総論(第2版)』2-3頁(有斐閣, 2007)。刑罰理論について、筆者は、個人処罰の正当化として応報刑論を採り、国家が刑罰を科すことの正当化として一般予防論を採る、とする佐伯教授の主張に魅力を感じている。佐伯仁志「刑法の基礎理論」法教283号43頁, 45頁(2004)。

16) 小池信太郎「量刑における犯行均衡原理と予防的考慮(1)——日独における最近の諸見解の検討を中心として——」慶應法学6号1頁, 71頁(2006)に引用される、「刑罰理論から量刑理論への直接的な変換は排斥される。……ある制度の適用ルールは、その制度の存在根拠と一致する必要はない」というヘルンレの言葉は、犯罪者処遇の基本理念にも当てはまるだろう。

17) 社会復帰モデルと公正モデル(正義モデル)の間に繰り広げられた論争については、瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』72頁以下(成文堂, 1991)が詳しい。

18) 前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

19) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成23年版)——少年・若年犯罪者の実態と再犯防止——』162頁(2012)。同4-6-1-1図も参照(資料①)。資料は本稿の末尾にまとめて掲載した。

20) 刑事施設の入所度数が二度以上の者をいう。

21) 法務省法務総合研究所編・前掲注19)167頁。同4-6-3-1図も参照(資料②)。

止は犯罪件数の減少に直結する。受刑者の社会復帰を促進することは、彼らが再犯に至ることを防止し、もって犯罪件数を減らして安全な社会を作るという刑事政策的要請に合致する²²⁾。

次に、弱者救済という社会福祉的要請がありうる。「刑務所帰り」という烙印を被差別者のスティグマと同視すれば²³⁾、もしくは元受刑者という社会的ハンディキャップを障害者の負う身体的ハンディキャップと同視すれば、受刑者もまた社会的弱者である。そして、福祉国家において、社会的弱者の救済は国家の責務である²⁴⁾。

また、犯罪者への社会的制裁の可及的排除という要請が認められる。これは、法的制裁の純化という理論面からの要請でもあるが²⁵⁾、筆者は、量刑の平等化に向けた効果という実践的側面に、より意義を見出したい。すなわち、量刑理論において、拘禁刑による非社会化のリスクは、特別予防的考慮や代替的害悪の考慮を通じて量刑を軽減する事情として考えられている²⁶⁾。これに従えば、非社会化のリスクが大きいと考えられている、定職に就き安定した社会生活を営む者の

量刑軽減事情は、そうでない者に比べてより大きく評価される。しかし、この公式が一般に適用されると、安定した社会生活を送る者に言い渡される量刑が、そうでない者に言い渡される量刑よりも全体的に軽いという、いわゆる「階級司法」と評される結果が導かれることになる²⁷⁾。この結果は、たとえ量刑理論に反しないとしても、一般国民の目には生活安定者に対する優遇と見えるだろうし、非生活安定者に不平等感を与えるものであって、望ましくない。そこで、社会復帰を促進して非社会化のリスクを抑える施策を採ることは、両者の量刑の差を小さくすることに繋がり、理論だけでなく結果としても望ましい量刑状況へと改善することに繋がると考えられる²⁸⁾。

このように様々な観点から、受刑者の社会復帰のための処遇は、刑事政策または社会政策としてその必要性を肯定されるのである。決して、受刑者の利益のために、社会復帰のための処遇が求められるわけではない。

22) 瀬川晃「行刑改革の現在と課題」ジュリ 1414 号 138 頁, 144 頁 (2011) は、「再犯の防止こそがわが国の刑事政策の今日的な課題である」と指摘して、受刑者処遇の必要性を示す。また、法務省は、平成 24 年 7 月 20 日に、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、刑務所出所者の 2 年以内再入率を平成 33 年までに 20%以上減少させることを目標に再犯対策を推進することを決定した。法務省犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」16 頁 (2012 年 7 月 20 日) (<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf>, 2012 年 7 月 30 日最終閲覧)。

23) 被差別者に対する社会的排除と、出所者に対する社会的排除を、同じ「社会からの排除」として論じるものとして、炭谷茂「ソーシャル・インクルージョンの課題と展望～私の行政経験と社会的実践活動から考える～」犯罪と非行 159 号 5 頁, 13-14 頁 (2009)。

24) 社会復帰思想の「根底にあるものとは、一口にいえば、ヒューマニズム、人権の思想にほかならない。」とする森本益之「受刑者処遇に関する原則規定」法時 53 卷 7 号 82 頁, 83 頁 (1981) や、「受刑者の人間としての自己発達権から社会的援助を受ける権利を根拠づける」とする土井・前掲注 7)76 頁も、弱者救済と類似の発想と言える。ただし、受刑者の権利として社会復帰のための施策を位置付けるこれらの主張は、処遇の強制を否定する立場に由来しており、筆者の立つところではない。弱者救済が国家の責務であるとしても、それは受刑者の権利性を認めるものではない。

25) 土井・前掲注 7)75 頁は、自由刑純化論の立場から、「国は自由刑執行に必然的に伴う弊害を除去する義務を負って」いるとする。

26) 小池・前掲注 6)29 頁。量刑の一般理論については後掲注 88) 参照。

27) 例えば、租税犯等の経済犯に対しては、窃盗等の一般の財産犯より広く執行猶予が認められていることが指摘できる。

28) 量刑の不平等感に対して同様に憂慮を示すものとして、小池・前掲注 6)49-50 頁。ただ、筆者は、そもそも生活安定者と非生活安定者との間で類型的に非社会化のリスクに差があるという評価自体が間違っているのかもしれない、と思わないでもない。つまり、非生活安定者が拘禁刑に科されることによって生活安定状態からさらに遠ざかる不利益は、生活安定者が生活安定状態を失う不利益と、実は変わりはないのではないだろうか。なお、この見解は、非社会化のリスクをあらゆる被告人について一律に軽減されるべきと考える立場ではない。小池・前掲注 6)31-33 頁参照。

2 施設内処遇とその限界

(1) 施設内処遇の内容

ところで、種々指摘される拘禁刑の弊害に対し、刑事施設は手をこまねいているわけではない。特に、平成18年に監獄法が改正され成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下、「刑事収容施設法」)の下では、施設内処遇の重要性が改めて意識され様々な取り組みが始められている。

a 矯正処遇

刑事収容施設法は、矯正処遇として従来の刑務作業に加え改善指導と教科指導を導入し(同法84条1項)、これを受刑者の義務とした(同法74条2項9号)。

改善指導は、広く受刑者全体に対して実施される「一般改善指導」(同法103条1項)と、特定の問題性向を有する受刑者を対象とする「特別改善指導」(同2項)に大別される²⁹⁾。現在、一般改善指導として、被害者感情理解指導や行動適正化指導等が行われており³⁰⁾、特別改善指導として、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導、の六種類のプログラムが実施されている³¹⁾。

教科指導(同法104条)は、小中学校における教育内容に準じた指導である補修教科指導を中心とし、さらに特別教科指導として高等学校教育などその者の学力に応じた指導が行われる場合もある³²⁾。

また、刑務作業においても社会復帰に向け

た処遇の意識が取り入れられている。「作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施する」(同法94条1項)とされており、さらに、相当と認められる場合には刑務作業として職業訓練を受けることができる(同法2項)。職業訓練の内容は、例えば理容師や自動車整備士、溶接技能やホームヘルパー等多岐にわたり、非常に多くの受刑者が職業訓練を受けている³³⁾。職業訓練を受けて資格や免許を取得することも可能であり、その数も多く、合格率は一般の受験者に比べて高いと言われている³⁴⁾。

これらの矯正処遇は、受刑者の個性に沿った内容であることが求められる(個別処遇の原則、同法30条)。そのため、受刑者は刑事施設に入所した最初の1か月から2か月の間に処遇調査がなされて処遇要領が決められる(同法84条2項3項)。

そのほか、入所時の指導や、釈放後の社会生活において必要となる知識の付与等を目的とした釈放前指導が義務付けられている(同法85条1項各号)。

b 行刑の社会化

行刑の閉鎖性、密行性を緩和するという意味で行刑の社会化が主張される中、刑事収容施設法は行刑の社会化に関連した規定をいくつか置いている³⁵⁾。

例えば、施設の拘禁度を緩和した開放的処遇が明文で認められた(同法88条)。開放的処遇は、交通刑務所で主に実施されているほか、一般の刑事施設においても開放的処遇に適すると認められる受刑者や仮釈放前の受刑者に限って実施されている³⁶⁾。

29) 瀬川・前掲注22)139頁。

30) 法務省矯正局「矯正の現状」曹時63巻11号2689頁、2743頁(2011)。

31) 法務省矯正局・前掲注30)2743-2744頁。

32) 法務省矯正局・前掲注30)2744頁。

33) 平成22年度に職業訓練を修了した受刑者は合計で11,885人に及ぶ。法務省矯正局・前掲注30)2740頁第24表(資料③)。なお、平成22年の受刑者の刑事施設1日平均収容人員(収容延人員を年間日数で除した人員)は64,998人である。同2719頁第10表。

34) 平成22年度の資格又は免許の取得者は5,919人であり、合格率は87.1%に至る。法務省矯正局・前掲注30)2742-2743頁第26表(資料④)。

35) 川出・前掲注14)26頁。川出・前掲注14)は、2005年に成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」について言及したものであるが、行刑の社会化の趣旨に関して、同法と刑事収容施設法とで異なるところはないことから、ここで引用している。

36) 法務省矯正局・前掲注30)2731頁。

また、受刑者と外部社会との繋がりを維持するための方策として、外出・外泊制度を創設し（同法 106 条）、外部通勤制度（同法 96 条）を設けている³⁷⁾。外出・外泊制度の実施例としては、企業の採用面接に参加するための外泊、ハローワークへの就職相談のための外出、保護司宅や更生保護施設を訪問するための外出等がある³⁸⁾。外部通勤制度は、現在は奈良少年刑務所等一部の刑事施設で実施されている³⁹⁾。外部通勤ではないが、職員の同行の下、刑事施設外の事業所で刑務作業を行う構外作業も実施されている。

(2) 施設内処遇の意義と限界

ここまで見てきた施設内処遇は、受刑者がかもともと有していた問題性向や受刑者に生じる拘禁刑の弊害を緩和するために、大きな役割を果たしている。一般及び特別改善指導は受刑者の犯罪性向を改善するために行われる。教科指導や職業訓練、就労支援は、社会で生きていく力を受刑者に身につけさせ、出所後の社会生活を手助けする。特に職業訓練は出所後の就職に大いに役立つだろう。開放的処遇は受刑者の自律性を高め、外出・外泊制度や外部通勤制度等は受刑者と外部社会の繋がりを持たせることで社会適応力を維持させることに寄与する。

しかし、施設内処遇はそれだけでは拘禁刑の弊害の緩和として不十分である。その不十分性は、二つの点から指摘できる。

一つは、拘禁刑であることからくる限界である。行刑の社会化が主張され開放的処遇や外出・外泊制度等が導入されたが、これらは拘禁刑の趣旨に反して実施されるわけにはい

かない。すなわち、行動の自由という客観的利益の剥奪が受刑者に対し十分に生じない状況は、応報的効果が不十分であるから、拘禁刑の執行として認められないのである。受刑者を社会から隔絶することは、拘禁刑の弊害を生む要素である一方で、それがまさにこの刑罰の中心的内容であることを忘れてはならない⁴⁰⁾。実際、外出・外泊はごく例外的にしか許可されておらず、外部通勤や開放的処遇も一部でしか行われていない。

もう一つは、施設内での強制処遇が対応できるのは受刑者の内的問題に限られるという点である。施設内処遇は受刑者の社会適応性や自律性を養い、問題性向を改善することに一定の効果を期待できる。しかし、社会からの外的問題、特に社会からの排斥という最も大きな課題に対しては、施設内処遇は有効な手段となれていない。刑事施設で改善指導等の処遇を受けていることは、社会の受刑者に対するイメージを少しばかり良くするかもしれないが、それだけでは刑務所帰りという烙印を消すことはできない。社会からの外的問題を解決するためには、受刑者の内的問題を解決するだけでは足りず、それを社会へと、具体的にはコミュニケーションをとる中で自分の周囲の人々へと見せることが必要である。そしてそれは、刑事施設の中には行うことができない。ここに、施設内処遇では代替できない、社会の中で処遇を行うことの必要性が認められるのである。

37) 川出＝金・前掲注 3)176-177 頁。

38) 法務省矯正局・前掲注 30)2732 頁。

39) 法務省矯正局・前掲注 30)2738 頁。

40) 裁判所が拘禁刑を科したということは、それだけ大きな行為責任が当該受刑者に認められると判断したということである。行刑は、受刑者の行為責任に対する裁判所の判断を尊重してなされるべきであり、それをないがしろにするような刑の執行をしてはならない。責任主義は量刑だけでなく行刑にもかかってくる原理であると考えられる。「行為責任や犯情の程度といった観点は、刑の執行段階においても重要な観点であり続けるという印象を持っている」と指摘する、山口厚ほか「現代刑事法研究会〔第 5 回〕制裁の多様化」ジュリ 1403 号 123 頁、136 頁〔橋爪隆発言〕(2010) 参照。一方、同 136 頁〔岡上雅美発言〕は、自由刑の執行自体が既に応報の観点であることから、「具体的な執行方法をどうするのかということについて、応報刑という理念が出てくると、どのようなことになるのかは逆に疑問です。」と、行刑の執行にに応報の観点を入れることに反対する。なお、責任主義は、行為責任を超える刑罰は認められないという刑の上回りのみを否定する原理ではなく、行為責任に対応した刑罰が応報の観点から要求されるという刑の下回りをも否定する原理として理解されるべきであろう。小池・前掲注 6)47-51 頁。

3 社会内処遇の意義

(1) 社会内処遇の意義と必要

II 2(2)において、施設内処遇だけでは拘禁刑の弊害のうち社会からの外的問題は解決できないとした。では、社会内処遇であればそれが解決できるのか。そもそも、外的問題のうち最も根本的な問題である、刑務所帰りという烙印による社会からの排斥は、どうすれば解決できるのだろうか。

刑務所帰りという烙印を社会に押しせないという手段も考えられるが、これは現実的ではないだろう。刑務所帰りという烙印とはすなわち、受刑者に対する負のイメージの総体である。そこには犯罪を犯したことへの軽蔑があれば、犯罪を犯しかねない人という恐怖心、不安感がある。このような負のイメージを一般国民が受刑者に対して持つことは、もちろんないことが望ましいことは間違いないが、しかし仕方がないことではないだろうか。人は弱い。不確定要素や危険を周りから排除しようとするのは致し方なく、それを倫理的主張で覆すことには限界がある⁴¹⁾。

筆者は、負のイメージを持たれるのは甘受したうえで、自らの行動でもってそれを一つずつ解消していくことが烙印を消す近道であると考え。そして、ここに社会内処遇の意義と必要を認めるものである。

受刑者に対する恐怖心、不安感は、その受刑者に接して危険性がないことを確認してもらわなければ解消できない。社会の中で保護

観察に付することは、人々が個々の受刑者に接するハードルを下げることに資する。国による一定の監視下にあることが、その受刑者に対する恐怖心、不安感を担保する役割を果たす。

また、犯罪を犯したことに対する軽蔑を解消するためには、償いの姿勢を見せることが重要である。刑事施設の中での反省は世間に見えない。社会の中で反省と償いを表すことが必要となる。

このように、社会からの排斥を解消するために最も有効な手段であることが、社会内処遇の主たる意義である。さらに、社会内処遇には他にもメリットが認められる。

まず、施設内処遇よりも効果的な改善指導が行えるという利点が指摘できる。施設内での改善指導が教室での講義だとしたら、社会の中での改善指導はその実践である。刑事施設で学んだことを単なる知識で終わらせないために、社会へ出た後も継続して改善指導を受けさせるべきであって、そのために社会内処遇は有用である⁴²⁾。

また、社会内処遇を促進することが刑事施設の過剰収容対策となることは無視できない⁴³⁾。施設内処遇のコストを削減することを効果として指摘する考え方もありうる⁴⁴⁾。

以上、社会内処遇の意義と必要を説明してきたが、これは施設内処遇の意義と必要を減退させるものではないという点は注意しておく。社会内処遇は社会と受刑者の接点を作ることで社会の持つ受刑者一般への負のイメージを個別的に解消することに意義が認められ

41) このことは、悪意をもって受刑者を社会から排除することを肯定するものではない。受刑者に対して必然的に抱く負のイメージと、そこから生じる生理的な忌避行為は仕方がないことと受け入れるが、悪意に基づく積極的な排除行為はそれとは全く異なるものである。

42) 特に薬物犯罪では、「再犯を防止するためには、薬物を手に入れようと思えば手に入れられる状況において、その誘惑に打ち勝って薬物を使用しない状態を継続できるようにすることが必要であり、その点からは、物理的に薬物との接触が断られた施設内ではなく、社会内での処遇が重要な意味を持つ」。川出＝金・前掲注3)388頁。

43) 社会内処遇の推進が目指される時、その背景には刑事施設の過剰収容問題があることが多い。瀬川・前掲注17)148頁は、1967年にパロールを導入したイギリスにおいて、「パロールの隠された目的のうちで最も主要なもの、過剰拘禁を背景として刑務所人口の顕著な減少を目指したものであるということである。」と指摘する。1970年代に社会復帰モデルを捨てたアメリカにおいても、過剰拘禁を解消するために施設での監視から社会における監視への転換が求められ、電子監視や在宅拘禁といった新しい社会内処遇の方策が導入された。藤本・前掲注13)225頁。わが国でも、後述するように、社会内処遇が議論された場合は「被収容人員適正化方策に関する部会」であって、社会内処遇拡充の目的の一つに過剰収容の解消があることは明らかである。

44) ただし、実効的な社会内処遇を実施するためにはそれなりのコストが予想され、施設内処遇と比べて割安と言えるかは難しいところであろう。

るが、そのためには施設内処遇によってその受刑者の内的な問題が解決されていることが前提となっている。受刑者個人の問題が解決されないままに社会との接点を作ったとしても、その受刑者への負のイメージが解消されないばかりか、逆に負のイメージの定着強化がなされる場合もあろう。大切なことは、適切な施設内処遇と適切な社会内処遇の組み合わせであり、両者の連携である。どちらか一方で足りるというわけではない。

(2) 保護観察制度

社会内処遇の意義と必要を確認したところで、社会内処遇の中身である保護観察制度について簡単に見ておこう。

保護観察制度は、現在は平成19年に成立した更生保護法によって定められている⁴⁵⁾。

更生保護法は1条において、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」と法律の目的を明らかにする。保護観察中の再犯は改善更生の致命的な障害となるので、対象者にとって改善更生のための再犯防止が重要となる⁴⁶⁾。また、更生保護制度は対象者の改善更生による再犯の防止を目的とするものである⁴⁷⁾。すなわち、対象者個人にとっては改善更生のための再犯防止、政策上の制度目的としては対象者の改善更生を通じた再犯防止が求められており、そのため法は対象者の改善更生と並んで再犯防止を目的として明記している。

保護観察の実施者は主に、一般職国家公務員である保護観察官及び民間のボランティアである保護司である（同法31条、32条）。

彼らが対象者に対し指導監督及び補導援護を行うことにより、保護観察は実施される（同法61条）。

指導監督は、対象者が遵守事項等を守るように指導し取り締まることである。その手段として、①面接等によって対象者との接触を保ち、その行状を把握すること、②対象者が遵守事項を遵守し、生活行動指針に即して生活し行動するように、必要な指示その他の措置をとること、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること、が定められている（同法57条1項）。「指導監督は対象者への心理的強制の性質を有する権力的なものである点に特色がある」⁴⁸⁾。一方、補導援護は、対象者が自立した生活を営むために行われる支援である（同法58条）。その方法は、宿泊場所の援助、生活環境の調整等、多岐にわたる。補導援助は「非権力的・福祉的な性質を有する点に特色がある」⁴⁹⁾。

対象者の遵守事項は、一般遵守事項と特別遵守事項に分かれる。

一般遵守事項とは対象者の誰もが義務付けられる事項で、健全な生活態度を保持することという生活上の規範のほか、保護観察官や保護司との面接義務など保護観察を受ける者にとっての当然の義務が定められている（同法50条）。面接義務等により、保護観察官や保護司が対象者の生活実態を把握することが容易になる。

特別遵守事項は対象者の個性に従って、法に決められた類型に沿って特に必要と認められる範囲で具体的に課される遵守事項である（同法51条）。特に、特定の犯罪性向を改善するための処遇を受けることが特別遵守事項として対象者に義務付けられることは重要で

45) 更生保護法成立の経緯について、吉田雅之「更生保護法成立の経過」ひろば60巻8号12頁（2007）。また、旧法（犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法）と比較した更生保護法の特徴について、小新井友厚「更生保護法の概要」ひろば60巻8号20頁（2007）。なお、更生保護法の下で保護観察の対象となるのは、①保護観察処分少年、②少年院仮退院者、③仮釈放者、④保護観察付執行猶予者である（同法48条）。

46) 「保護観察においては、改善更生の結果として再犯・再非行が防止されることを待つだけでなく、その過程でも常に再犯・再非行の防止を図らなければならない」。藤本哲也「更生保護法成立の意義」ひろば60巻8号4頁、6頁（2007）。

47) 川出＝金・前掲注3)249頁、川出敏裕「更生保護改革への期待——更生保護法制定の意義と今後の課題——」犯罪と非行154号5頁、9-10頁（2007）。

48) 大谷・前掲注2)290頁。

49) 大谷・前掲注2)290頁。

あり（同条2項4号）、現在は、①性犯罪者処遇プログラム、②覚せい剤事犯者処遇プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラム、の四種類の専門的処遇プログラムが実施されている⁵⁰⁾。

以上の遵守事項に違反すれば、執行猶予や仮釈放の取消事由（裁量取消）となる（刑法26条の2第2号、29条1項4号）。執行猶予や仮釈放の取消しによる刑事施設への（再）収容の処分を不良措置という。更生保護法において特別遵守事項の設定に類型性、具体性が要求されることになったが（同法52条2項）、これによって、遵守事項違反の判断を明確にして適切な不良措置の実施を促し、もって指導監督がより実効性を持つこと、また再犯防止に資することが期待されている⁵¹⁾。

更生保護法下での保護観察制度はまだ始まったばかりであるから、本稿ではその内容の評価には立ち入らない。保護観察官の増員や社会奉仕活動など新たな処遇方法の導入⁵²⁾、専門的処遇プログラムの更なる充実等、対応すべき課題は少なくないが、ひとまずは現在の制度の適切な運用を目指すべきであろう。

(3) 社会内処遇の枠組み

ここまで、社会内処遇の意義と必要を確認し、その具体的中身である保護観察制度を概観した。では、どのような枠組みで受刑者は社会内処遇に付されるべきか。

一つに、拘禁刑を避けて初めから社会内処遇でもって受刑者に対応する枠組みが考えら

れる。これに適するのは、拘禁刑を科すべき要請や施設内処遇を受ける必要が、その弊害よりも小さい受刑者である。犯罪が軽微で応報要請が強くない場合や、犯罪性向が進んでおらず改善指導を受けずとも内的問題が解決されていると見込まれる場合には、拘禁刑を科すべきでない。保護観察付（全部）執行猶予がこの枠組みに該当する⁵³⁾。

もう一つは、拘禁刑を科すべき要請が強くて避けることができない場合に、拘禁刑による弊害を緩和するため、施設内処遇に続いて社会内処遇に付すという枠組みが考えられる。現行制度では仮釈放がこれに当たる。

ここからは、施設内処遇に続く社会内処遇の枠組みとして、最も効果的な形はどのようなものであるか、探求していく。まず、Ⅲにおいて現行仮釈放制度の問題点を確認する。そしてⅣにおいて、その問題点を解決するための新たな枠組みを提示することを目指す。

Ⅲ. 現行仮釈放制度の問題点

1 現行仮釈放制度とその特色

(1) 現行仮釈放制度の概観

仮釈放とは、拘禁刑の満了前に、受刑者を一定の条件を付して刑事施設から仮に釈放することをいう。

仮釈放の要件は、①「改悛の状」、②有期刑なら刑期の3分の1、無期刑なら10年を経過していること、③行政官庁の決定、の三点である（刑法28条）。

50) 法務省保護局「更生保護の現状——平成21年度、22年度の統計を中心として——」曹時63巻6号1295頁、1317頁（2011）。また、しょく罪指導プログラムが同法57条1項2号の「必要な指示その他の措置」として実施されている。岡田和也「保護観察の充実強化——保護観察対象者の改善更生と再犯防止の実現」ひろば60巻8号28頁、36頁注16（2007）。各プログラムの具体的内容については、辻裕子「社会内処遇における専門的処遇プログラムの現状と課題」犯罪と非行165号70頁（2010）参照。

51) 更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言——安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して——」16頁（2006年6月27日）（<http://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf>、2012年7月30日最終閲覧）。

52) 社会奉仕活動をわが国で導入する場合、特別遵守事項の一つとする案が一般的であるように思う。社会奉仕活動については、今井猛嘉「犯罪者に社会奉仕を義務付ける制度について」ジュリ1353号108頁（2008）等。

53) この点、小池信太郎「量刑理論からみた刑の執行猶予」刑法雑誌52巻2号掲載予定が、量刑理論に基づいた刑の（全部）執行猶予の選択基準として、「刑事責任の程度、及び、猶予期間の無事経過により示されるであろう再犯の恐れのお小ささ・社会内更生の見込みを考慮したときに、判決の宣告及び猶予期間中の心理的負担を内容とする実質的制裁で済ませることが相当であること」という第1基準、及び「猶予に伴う特別予防上のリスク引受けが相当であること」という第2基準を提示する。なお、社会内処遇に付すことすら不要という場合には、起訴猶予処分等のいわゆるディバーションでの対応が適している。川出＝金・前掲注3)124頁以下。

「改悛の状」については、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」28条が定めを置いており、①「悔悟の情」がある、②「改善更生の意欲」がある、③「再び犯罪をするおそれがない」、④「保護観察に付することが改善更生のために相当であると認める」、⑤「社会の感情がこれを是認すると認められないとき」でない、という考慮要素が挙げられている。

仮釈放の決定を行う行政機関は、地方更生保護委員会（以下、「地方委員会」）である（更生保護法16条1号）。

仮釈放の期間は刑の残りの期間、すなわち仮釈放の日から刑期の終了する日までである（残刑期間主義）。取り消されることなく仮釈放期間を終えたときは、仮釈放が終了するだけでなく、刑の執行も終了したとみなされる（残刑執行主義）。明文の規定はない。ただし、仮釈放が途中で取り消され、対象者が刑事施設に再収用された場合には、釈放中の期間は刑期に算入されない（刑法29条2項）。残刑執行主義の例外である⁵⁴⁾。

仮釈放期間中は、必ず保護観察に付される（更生保護法40条）。

② 現行仮釈放制度の特色

現行仮釈放制度の特色として、四つの点が指摘できる。

a 「改悛の状」を要件とすること

仮釈放の要件の中で最も重要なものは、「改悛の状」である。「改悛の状」が要求されていることより、現行の仮釈放は、拘禁刑を継続する要請が低下した受刑者を社会内処遇に付すための制度として設置されているとい

える⁵⁵⁾。

b 地方委員会が決定権限を持つこと

仮釈放の許可及び取消しは、行政官庁である地方委員会がその処分権限を有する。すなわち、裁判所等の司法機関が仮釈放の決定に関与していない⁵⁶⁾。このことは、現行仮釈放制度の下では問題は小さいが、異なる制度を採用した場合には後述する問題が生じうる。

c 残刑期間主義、残刑執行主義

仮釈放の期間や残刑の扱いについて、後述する考試期間主義や残刑猶予主義という考え方もあるが、わが国は残刑期間主義と残刑執行主義を採用している。

d 低い仮釈放率と高い執行率

わが国の仮釈放率⁵⁷⁾は低い水準を維持している。平成9年に58.3%を記録したのをピークに以後は年々低下傾向にあり、平成22年には49.1%と、半分を下回った。半数以上の出所者が、刑の満了まで刑事施設に拘禁されていたことになる⁵⁸⁾。

また、仮釈放を許可された受刑者の、刑の執行率⁵⁹⁾が高いことも指摘できる。平成21年に仮釈放を許可された者のうち、刑の執行率が7割未満であった者は、全体の2.3%にとどまる。初犯者に限れば、7割未満の者が3.2%、7割以上8割未満の者が30.3%となる（これ自体、決して高い数値ではない）が、累犯者の場合にはそれぞれ0.1%、4.2%と急激に低下する。すなわち、初犯者の大半と累犯者のほとんどが、刑を8割以上執行されなければ仮釈放を許可されていない⁶⁰⁾。

低い仮釈放率と高い執行率が示すものは、消極的な仮釈放の運用実態である。「改悛の

54) 大谷・前掲注2)281-282頁、川出＝金・前掲注3)238頁、244頁。

55) 類似の考え方として、1960年代後半にイギリスで主張された「ピーク理論」がある。ピーク理論によると、「受刑者に対する施設内の教育・訓練がつけられるなかで、受刑者の改善・更生が順調にすすみピークに達した時点でパロールによって釈放すれば、受刑者の社会復帰に役立ち、逆にそれ以後拘禁をつづければ社会復帰にマイナスになる」と考えられている。ただし、ピーク理論は、実証性に欠ける等の様々な批判を受け、1970年代後半には下火になっていった。瀬川・前掲注17)77頁以下。わが国の現行制度は、拘禁刑の要請が低下した時点での積極的な仮釈放の執行を求めるものではなく、この点にピーク理論との違いがあるものの、仮釈放に対する基本的な考え方は共通している。

56) これに対し、ドイツでは裁判官が刑の執行に関与して仮釈放を決定する制度が採られている。佐伯仁志「刑事制裁・処遇のあり方」ジュリ1348号81頁、93頁（2008）〔同『制裁論』52頁（有斐閣、2009）所収〕。

57) 当該年の全出所者に対する仮釈放者の割合。

58) 法務省保護局・前掲注50)1307頁第1表（資料⑤）。

59) 判決で言い渡された執行すべき刑期に対する執行済みの期間の割合。

60) 法務省保護局・前掲注50)1312頁第5表参照（資料⑥）。

状」の厳格な判定と言い換えてもよい。わが国において、仮釈放はなかなか許可されていない。

2 現行仮釈放制度の問題点

右に見た現行仮釈放制度の特色は、そのまま問題点に繋がっている。現行仮釈放制度の問題点として、大きく三点が指摘できる。

(1) 「改悛の状」要件の厳格な運用

「改悛の状」を要件として掲げ、かつそれを厳格に判定していることで、現行仮釈放は施設内処遇の効果が顕著に表れた受刑者に対する措置として位置付けられている⁶¹⁾。これは、全面的に否定される事情ではない。Ⅱ3(1)で述べた通り、社会内処遇が必要であるとしてもそれは施設内処遇を不要とする趣旨ではなく、施設内処遇によって内的問題が解消されずに社会内処遇に付されることは、受刑者の社会復帰にマイナスの影響を与えることにもなりかねない。

しかしながら、十分な施設内処遇を行う利益が認められるとしても、なお現在の厳格な仮釈放許可の基準は不利益が大きいと考える。仮釈放許可を得るまでに刑期の大半が執行されるため、次に指摘するように社会内処遇のための十分な保護観察期間が確保できない。また、仮釈放が許されない満期出所者が多くなるが、満期出所者には社会内処遇が用意されていない。社会内処遇の意義と必要を前提とすれば、このような仮釈放のあり方が望ましくないことは明らかである。社会内処遇だけでは不十分であるのと同様に、もしくはそれ以上に、施設内処遇だけでは受刑者の処遇として不十分である。

(2) 非常に短い保護観察期間

残刑期間主義を採り、かつ高い執行率が要求されることで、必然的に仮釈放期間が非常に短くなっている。平成21年の有期刑仮釈放者のうち、仮釈放期間が6か月以内である者は74.9%、1年以内である者は97.5%となっている⁶²⁾。仮釈放期間の短さは、社会内処遇の期間の短さである。現在の仮釈放制度、運用では、社会内処遇のための十分な期間が確保できていない⁶³⁾。

(3) いわゆる「仮釈放のジレンマ」

受刑者の半数以上が満期出所となることは先に指摘した。そして満期出所者に対する社会内処遇は用意されていない⁶⁴⁾。仮釈放が社会内処遇に適した受刑者を社会内処遇に付す制度として設計されたため、社会内処遇に適さないと判断された受刑者は社会内処遇すら受けずに社会へと放り出されることになる。「仮釈放のジレンマ」と呼ばれる問題がここにある⁶⁵⁾。

3 仮釈放の積極運用による解決？

以上、現行仮釈放に対する三つの問題点を指摘した。筆者はこのうち特にⅢ2(1)の問題が根本的な問題であると考えている。しかし、仮釈放を積極的に運用したとしても、現行制度の下では十分な社会内処遇が実施できるようにはならない。

仮釈放の積極運用は、仮釈放の早期化と仮釈放許可者の拡大の二つの面を持つ。しかしまず、仮釈放の早期化には限界があり、十分な保護観察期間の確保に繋げることは難しい。すなわち、わが国の受刑者は3年以下の短期受刑者が約8割を占めており⁶⁶⁾、仮に

61) 仮釈放の当初の趣旨は、受刑態度の良い受刑者への褒賞だった。岩井・前掲注7)199-200頁。

62) 法務省保護局・前掲注50)1313頁第6表参照(資料⑦)。

63) 太田達也「保護観察の実態と改善策」刑法雑誌47巻3号438頁、439頁(2008)は、「仮釈放の取消率が7%と比較的低いのに、釈放後5年間の〔刑事施設への〕再入率が40%近くにも達するというギャップは、現在の3号観察〔仮釈放に伴う保護観察〕の保護観察期間が対象者の監督や援護の必要な期間よりも遥かに短いことを示している。」(〔 〕内筆者)と指摘する。

64) 更生保護法には満期出所者に対する更生緊急保護の制度が用意されている(同法85条以下)。しかし、更生緊急保護は、保護観察における指導監督に当たる措置がないもっぱら出所者への援助のための制度であり、またその開始は対象者からの申出に依る点で、社会内処遇としてはなほだ不足である。

65) 太田・前掲注63)440-441頁。

66) 平成22年の新受刑者(懲役刑受刑者に限る)のうち、刑期3年以下の者は全体の80.9%にのぼる。法務省矯正局・前掲注30)2725頁第16表参照。

彼らに対し保護観察期間を2年間確保しようとすれば入所して1年以内に仮釈放しなければならないことになるが、それが現実的でないことは明らかであろう。そうでなくとも、早期の仮釈放が裁判所の量刑判断に適合的であるかは疑問が残るし、施設内処遇のための期間が短期化することはそれ自体が問題である⁶⁷⁾。

また、仮釈放許可者を拡大したとしても、満期出所者は依然残るうえ、現在の基準であれば仮釈放が許されないような受刑者には早期の仮釈放は認められないであろうから、十分な保護観察期間は確保できない。結局、「仮釈放のジレンマ」は異なる形で残存することになる。

このように、現行の仮釈放制度の下、その運用を積極的にしたところで、Ⅲ2(2)やⅢ2(3)の問題は解決できないのである。

したがって、Ⅳでは、Ⅲ2で確認した問題を解決するような、施設内処遇に続く社会内処遇の新たな枠組みについて検討する。

現行仮釈放制度に代わる、施設内処遇に続く社会内処遇の制度案の検討

Ⅳでは、「仮釈放」の枠組みにとらわれずに、どのような形で施設内処遇に続く社会内処遇を設計すればよいかを検討する。まずは考えられる四つの制度案を紹介し、その長所と批判を確認する。そして、筆者がどのような考えに立って施設内処遇に続く社会内処遇のあり方を検討しようとしているか明示した

うえで、その考えに従って四つの制度案を分析する。最後に、再収容の制裁を置かない保護観察刑について、さらに踏み込んだ検討を行う。

1 四つの制度案

ここでは、法制審議会「被収容者人員適正化方策に関する部会」（以下、「部会」）において議論された、四つの制度案を紹介する⁶⁸⁾⁶⁹⁾。

(1) 考試期間主義と残刑猶予主義

考試期間主義とは、「仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定め、その間保護観察に付すもの」である。このとき、仮釈放期間中は残りの刑期は進行せず、その執行が猶予された状態になる（残刑猶予主義）。現行制度では仮釈放の期間について残刑期間主義と残刑猶予主義が採られているところ、それを考試期間主義と残刑猶予主義へ転換しようとする主張である。

考試期間主義の長所は、まず社会内処遇に必要な期間を受刑者個人の問題性に即して柔軟かつ個別的に確保できる点に認められる⁷⁰⁾。考試期間主義を採用した場合、対象者の保護観察期間は仮釈放の許可とともに地方委員会が決定することになる。その際に、施設内処遇の達成度や出所後の生活環境等を勘案して当該対象者の社会内処遇の必要性を判断し、それに見合った期間を保護観察期間とすることができる。

また、別の視点として、無期刑の仮釈放者

67) 太田達也「仮釈放と保護観察期間～残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」研修705号3頁、7-9頁(2007)。太田教授は、「早期に釈放することだけが社会復帰や改善更生に資するというのは余りにも楽観的であり、また無責任でもある。」と指摘する。筆者も強く賛同したい。なお、アメリカにおける量刑忠実法の制定について、太田達也「自由刑と保護観察刑の統合——アメリカの新しい二分判決制度を手掛かりとして——」慶應義塾創立一五〇年記念『慶應の法律学 刑事法』25頁、40頁以下（慶應義塾大学出版会、2008）。

68) 以下で紹介する四つの制度案の定義は、部会配布資料27『その他の社会内処遇及び中間処遇の在り方』の検討事項における定義に従った。なお、同資料では他に「中間施設における処遇制度」及び「刑執行終了者に一定の支援的処遇を受けることを義務付ける制度」が示され、部会で議論されているが、本稿では検討しない。法制審議会被収容者人員適正化方策に関する部会「法制審議会被収容者人員適正化方策に関する部会第12回会議配布資料27『その他の社会内処遇及び中間処遇の在り方』の検討事項」（2008年2月4日）（<http://www.moj.go.jp/content/000003835.pdf>、2012年7月30日最終閲覧）。

69) なお、本稿と同様に、部会で検討された四つの制度案に着目して分析するものとして、金光旭「中間処遇及び刑執行終了者に対する処遇」ジュリ1356号142頁、145頁以下（2008）。

70) 太田・前掲注63)442頁。

にとっては、考試期間主義が採用されることで、保護観察期間を一定期間に制限できる、というメリットもある。残刑期間主義ならば無期刑仮釈放者の保護観察期間は終身となるが、考試期間主義を採れば終身よりも短い期間で保護観察から解放されることもありうる⁷¹⁾。

一方、考試期間主義は責任主義との関係で問題があると批判される。保護観察ではいくつもの遵守事項が対象者に課されるのだから、拘禁刑に比べればはるかに軽いとはいえ、一定の権利の制約がある。そのため、長期の保護観察期間を設定することは、対象者の権利を不当に長く制約し、責任主義の枠を逸脱することになりかねない。

仮に、対象者の権利制約の側面に配慮して、責任主義に反しない保護観察期間の設定が求められることになったとしても、それを行政庁である地方委員会が決定するという仕組みになっていることが問題として残る⁷²⁾。刑期の判断は裁判所の専権であるところ、実質的に刑罰の事後的変更となる保護観察期間の設定を行政庁の一存で行うことは、適正手続を定める憲法31条や司法権の独立を定める憲法76条に反するのではないか⁷³⁾。

以上の批判に対しては、現在の(全部)執行猶予の運用も、執行猶予が途中で取り消され拘禁刑へと移行したときは、単に実刑を科

される場合よりも権利制約の期間が長くなっているが問題視されていない、との反論が考えられる。仮釈放が途中で取り消され再収容された場合も同様である⁷⁴⁾。また、地方委員会が保護観察期間を決定することの問題に対しては、現在の仕組みが問題であれば、保護観察期間の決定に司法のコントロールが及ぶような制度にすれば解決すると考えることもできる⁷⁵⁾。

(2) 必要的仮釈放

必要的仮釈放とは、「刑期の一定割合を経過すれば必ず仮釈放の処分をして保護観察に付すもの」である。

その長所は、全ての受刑者に社会内処遇を受けさせることができる点にある。社会内処遇の必要性を十分に理解した制度といえる。

しかし、この点は批判的でもある。まず、「改悛の状」のない者に仮釈放を認めることは仮釈放の本質に反する、と批判される。また、刑期の一定割合を経過すれば必ず仮釈放がなされるとすると、裁判所がそれを見越して、今までよりも長い刑期を設定するようになるのではないかと憂慮されている。

実体的な批判としては、保護観察に付しても遵守事項に反する行為を行うことが明らかな受刑者を仮釈放したところで、すぐに刑事施設に帰ってくることになり意味がない、と

71) 法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第12回会議事録」18頁(2008年2月4日)(<http://www.moj.go.jp/content/000003834.pdf>, 2012年7月30日最終閲覧)。

72) 考試期間主義及び残刑猶予主義は、事後的に執行機関において刑の一部執行猶予を決める制度と見ることができる。

73) このような観点から、佐伯・前掲注56)93頁は、考試期間主義は「裁判官が刑の執行に関与して仮釈放を決定する制度と整合的であるように思われる。」とする。また、金・前掲注69)147-148頁も参考。岩井・前掲注7)200-201頁は、考試期間の決定には対象者の同意を必要とするとしている。

74) 太田・前掲注67)「仮釈放と保護観察期間」14-15頁。ただし、太田教授は「仮釈放によって残刑を猶予され、社会に早く復帰できるわけであるから、受刑者にとっても利益となるばかりでなく、保護観察対象者は指導監督以外にも補導援護を受けることができるのである。」と、保護観察の利益性をもってその権利制約を正当化しようとしているが、これは間違いであろう。保護観察の利益性はパターンリズムの見地からの説明であり、説得力が弱い。

75) 太田・前掲注67)「仮釈放と保護観察期間」18-19頁。また、太田・前掲注63)442頁は、「判決においても刑期とともに、法定の要件を満たす場合には残刑の執行猶予を行い、一定の期間内(例えば、1年から5年以内)で保護観察を行うことができる旨の宣告をしておけば(実際の期間の決定は仮釈放の審査・決定機関が行う)、不当な権利侵害ということにはならない」という。これは、裁判所が刑の一部執行猶予の実施とその期間を一定の枠をもって決定し(この点で、考試期間主義というより、後述する刑の一部執行猶予に近い制度と言える)、実際の期間の決定は保護観察移行時における対象者の特別予防の必要性を判断できる地方委員会に委ねるというもので、一定の合理性が認められる。ただし、この制度は保護観察期間について不定期刑の要素を有しており、不定期刑に対しては批判的見解が一般であることは見逃せない。不定期刑について、川出=金・前掲注3)86-89頁。

いわれる⁷⁶⁾。この批判は例えば暴力団構成員の受刑者を念頭に置いたものである。

これらの批判に対しては十分な反論が可能である。仮釈放の本質に反するという批判があるが、必要的仮釈放で目指されている仮釈放のあり方は従来の仮釈放とは異なる。むしろ、仮釈放に「改悛の状」を要件とすることを克服し、施設内処遇に続けて社会内処遇に付すまでをセットで一つの刑罰として設計するものであるから、この批判は的外れである⁷⁷⁾。裁判所による量刑の重化は単なる杞憂に過ぎず、裁判所が仮釈放によって社会内処遇に付す意義を理解すれば、批判が考える事態は生じないと思われる。

仮釈放がすぐに取り消されて刑事施設に帰ってくる者が現れることは事実だろう。しかし、だからそのような受刑者を仮釈放することは意味がなく必要的仮釈放制度は問題がある、ということにはならないと考える。社会内処遇は受刑者に社会との接点を提供するものであり、それによって改善更生の意思が芽生える者もいる可能性を考えると、すぐに取り消されるという高い予測があったとしても、その受刑者に社会内処遇を受ける機会を与える意味はあるだろう。また、一部に制度になじまない対象者がいることが、その制度の全てを否定する理由になるとは思えない。

必要的仮釈放の真の問題は、それが社会内処遇に付す者の選定及び社会内処遇に付す時期に係る制度にとどまるから、十分な保護観

察期間を確保するためには考試期間主義を採用しなければならないという点にある⁷⁸⁾。つまり、考試期間主義に対する批判から必要的仮釈放は逃れられない。

(3) 刑の一部執行猶予

刑の一部執行猶予とは、「判決において、一定期間の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すと同時に、その刑の一部の執行を猶予して保護観察に付すことを可能とするもの」である⁷⁹⁾。

刑の一部執行猶予は、受刑者の社会内処遇を裁判所がコントロールする点に大きな特徴がある。したがって、考試期間主義に比べ責任主義に反する恐れが小さい。また、必要的仮釈放に比べ、個別事情を考慮した運用ができるという長所がある。

しかし、一部執行猶予への疑問は少なくない。まず、制度設計の段階で、どのような受刑者を対象として設計するかが問題となる。初めて刑事施設へ入る短期受刑者へのショック療法として設計運用されるか、何度も入所してくる長期受刑者への社会内処遇の徹底として設計運用されるかで、制度の性格は異なってくる⁸⁰⁾。前者は、被害が軽微で全部執行猶予となるような犯罪を繰り返す者に対して、実刑では重すぎるが全部執行猶予が有効ではないことが分かっている場合に、一定の刑期を示して刑事施設に収容しつつも、比較的短期で出所させて後は社会内処遇で対応するという制度である⁸¹⁾。この場合、制度の重点は、受刑者を一度刑事施設へ収容する

76) 太田・前掲注 63)441 頁。また、太田・前掲注 67)「仮釈放と保護観察期間」11 頁は、「微罪処分、起訴猶予、執行猶予といった様々なダイバージョンを活用する我が国の刑事司法制度の中で刑事施設に収容される者の中には更生の意欲に乏しい者や施設内でも再犯を明言する受刑者が少なからず存在することを考えると、ただ自動的に期間の経過によって仮釈放にするという必要的仮釈放制度は、そうした受刑者の再犯防止上望ましくないばかりか、その他の受刑者の更生意欲を阻害することにもなりかねない。」として、必要的仮釈放に反対する。

77) 佐伯・前掲注 56)92 頁は、「そもそも仮釈放制度に一定の決まった本質があるわけでもない。」として必要的仮釈放へのこの批判に反論する。

78) 太田・前掲注 67)「仮釈放と保護観察期間」11 頁も、必要的仮釈放の採用を主張するならば「現在よりはるかに長期の保護観察が可能となるような制度を併せて主張するのではなければならない。」と指摘する。同様に、金・前掲注 69)146 頁は、「必要的仮釈放制度を採用すべきとの見解に立つならば、効果的な処遇が可能な保護観察制度を合わせて主張するのではなければ、十分な説得力をもち得ないであろう。」と指摘する。

79) 刑の一部執行猶予は導入が閣議決定され、平成 23 年 11 月 4 日、第 179 回国会（臨時会）に「刑法等の一部を改正する法律案」として提出された。その内容と評価は V 2 参照。

80) 法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会・前掲注 71)22 頁。また、佐伯・前掲注 56)93 頁。ショック・プロベーションについて、太田・前掲注 67)「自由刑と保護観察刑の統合」34-35 頁。ただし、ショック・プロベーションは、自由刑の判決を言い渡し執行を始めた後で、裁判所が残りの刑を猶予しプロベーションの再判決を行う点で、短期の刑の一部執行猶予とは異なる制度である。太田教授は、ショック・プロベーションについて否定的である。太田・同 58 頁。

ことにある。対して、後者の制度は、受刑者を裁判所のコントロールでもって社会内処遇に付すという部分に重点が置かれている。ただし、性格の違いはあれ、どちらも施設内処遇に続けて社会内処遇に付すことに変わりはなく、大きな違いがあるとまでは言えないかもしれない。

仮に、短期受刑者を対象とした一部執行猶予が導入された場合、裁判所において実刑と全部執行猶予の中間刑として便利に用いられ、社会内処遇の必要性を考慮した利用がなされない可能性がある⁸²⁾。また、一部執行猶予は判決の時点で社会内処遇に付す時期及びその期間を宣告することになるが、社会内処遇に適した時期を事前に判断することはできないという批判もある。

制度設計に対する疑問はともかく、裁判所の運用に対する不安は、運用指針を明確にすることで回避できるものである。そして、社会内処遇に適した時期を事前に判断することができないという批判に対しては、適した時期に社会内処遇に付す制度ではなく、決められた時期に社会内処遇に移行する制度であるから、批判は当たらないと反論できる。どちらも致命的な問題ではない⁸³⁾。

(4) 分割刑

分割刑とは、「判決において、一定期間の懲役刑又は禁錮刑とその後の一定期間の保護観察の両方を言い渡すことを可能とするもの」である⁸⁴⁾。

分割刑の特徴は、保護観察期間中の遵守事

項違反に対して、刑事施設への再収容という制裁を置いていないことにある⁸⁵⁾。保護観察をより独立した処分として位置付けている。

もちろん、刑事施設への再収容という制裁を置かないことに対しては、対象者に遵守事項を守らせるための心理的強制力に不安があるとの批判が考えられる⁸⁶⁾。しかし、刑事施設への再収容という制裁を置くことは、結果として出所後社会内処遇を受けずに社会へと出る受刑者を認めることになる。それを避けるためには、刑事施設への再収容と異なる形の制裁を考えるべきである。

2 筆者の考え

IV 1 で紹介した諸制度案を検討する前に、筆者がどのような考え方に立って諸制度案を検討していくか、明らかにしておきたい。

(1) 保護観察の刑罰化

筆者は、保護観察を、拘禁刑や罰金刑と並んだ一つの刑罰として位置付けるべきであると考え。このとき、社会内処遇は保護観察刑において行われる処遇として、拘禁刑における施設内処遇と対応する。

刑罰として保護観察を位置付けるべき理由は二つある。

一つは、保護観察の権利制約性を自覚し、行き過ぎた保護観察期間の設定を防ぐためである。保護観察対象者は一般及び特別遵守事項を課され、かつ、その遵守を促すための働

81) このほか、短期の刑の一部執行猶予は、薬物の自己使用者に対して、最初の拘禁により一定期間確実に薬物を断つ環境に身を置かせる、という効果を持つ。

82) 太田哲也「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」刑法雑誌 51 巻 3 号 397 頁、403 頁 (2012) は、一部執行猶予が実刑と全部執行猶予の中間に位置することは認めつつ、「やはり実刑か一部執行猶予かの選択には、刑事責任の程度 (応報) だけで決するのではなく、施設内処遇と社会内処遇の連携という一部執行猶予に期待される個別予防上の判断が重要となる。」として、社会内処遇の必要性を考慮した一部執行猶予の選択を求める。一方、金・前掲注 69)149 頁は、「ほとんど完全な自由が認められる執行猶予と、事実上満期近くまで拘束される実刑との間に、一部の自由と一部の拘禁とを結合させた『中間』を設けるのも、裁判官の量刑選択肢の幅を広げる上で、合理性があるのではないと思われる。」と、一部執行猶予の中間刑としての性格を肯定的に評価している。

83) 一部執行猶予に対する裁判所の適切な判断を助けるために、判決前調査制度の導入が提言されることがある。金・前掲注 69)150-151 頁、川出=金・前掲注 3)143-145 頁等。

84) IV 1 (3) の「刑の一部執行猶予」を指して「分割刑」と呼ぶこともあるので、注意が必要である。分割刑という語感からは、実刑部分を分断し間に保護観察を挟む「刑の一部執行猶予」のほうが分割刑と呼称されるべきであり、IV 1 (4) の「分割刑」は「混合刑」「複合刑」と呼称すべきとの意見もある。法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会・前掲注 71)23 頁。本稿では、部会の定義に合わせて「刑の一部執行猶予」「分割刑」を使用する。

85) この点、刑の一部執行猶予は、「分割刑+制裁としての残刑」と見ることができる。

86) 金・前掲注 69)149 頁。

きかけを受けることで、行動の自由その他一定の権利を制約されている。この権利制約の根拠は対象者の犯した犯罪の行為責任以外にはありえない。保護観察を課す根拠が行為責任にあることを意識すれば、自ずと比例原則（罪刑均衡）及び責任主義の限界が保護観察にもかかってくる⁸⁷⁾。処遇の重要性はこれまで十分に述べてきたところであるが、その重要性をいくらか上積みしたとしても、行為責任を超える権利の制約はできないことを、強く意識しなければならない⁸⁸⁾⁸⁹⁾。

もう一つは、「仮釈放」の仕組みから保護観察を引き離すためである。「仮釈放」として保護観察を捉えた場合、「仮釈放の要件」

という議論がどうしても先行する。しかし、拘禁刑と保護観察刑を分離して、拘禁刑の終了と同時に保護観察刑へと移行する形の刑罰のあり方を認めることができれば、「仮釈放の要件」に当たる議論は不要となる。このことは、施設内処遇から社会内処遇へ移行するタイミングを、判決の時点で裁判所が判断することに道を開くことにも繋がる⁹⁰⁾。

このように、保護観察の刑罰性を正面から認めることで、刑罰の枠の中ではあれ、保護観察に拘禁刑と独立した柔軟な役回りを与えることが可能となるのである⁹¹⁾。

なお、注意的に記せば、保護観察を刑罰と構成することはその援助的性格と矛盾するも

87) 金・前掲注 69)148 頁も、責任主義との関係から、「自由刑から独立した保護観察処分」の創設に言及する。

88) 処遇目的が責任主義を超えることが許されないことは、量刑の一般理論にも表れている。現在わが国で支配的な量刑理論は「責任刑の幅の範囲内で予防目的を考慮しようとする『幅の理論 (Spielraumtheorie)』……である。それによれば、裁判所は、まず、有罪判決される犯行に対する責任からしてどの程度の刑が相当であるかを問わなければならないが、責任刑は一点で定まるのではなく、それには一定の幅……が認められるから、その範囲内において、予防の必要性に応じて最終刑を決めることが許される」。小池・前掲注 16)12-13 頁。そして、特別予防（処遇）の必要性によって刑が加重されるとしても、それは責任刑の幅の中に収まらなければならない、幅の上回りは（保安の性格を認めない限り）認められない。小池・前掲注 6)67-69 頁。

89) 佐伯・前掲注 56)93 頁は、「重要なことは、どのような制度を採るにしても、責任主義の原則から、実刑と保護観察の期間を併せた総体が犯罪者の責任と釣り合ったものでなければならないことである。」と指摘する。佐伯教授は、罪刑均衡の原則の対象は刑罰に限られるものではなく、行政制裁も含めて当該犯罪を契機に科される権利制約全体にかかる原則であると分析する。佐伯仁志「二重処罰の禁止について」同『制裁論』73 頁、95-96 頁（有斐閣、2009）〔初出 1994〕。この考えに従えば、保護観察を刑罰と構成するか否かに関わらず、保護観察にも比例原則と責任主義の限界がかかることになる。筆者は佐伯教授の分析を妥当と考えるが、責任主義の限界をより意識付けることの必要性と裁判所が刑事裁判の判決によって言い渡すという形式から、保護観察を刑罰として再構成することを本稿で主張している。

また、処遇の重要性が行為責任の幅を超えられないことは、公正モデルが社会復帰モデルより妥当であるということを意味しない。社会復帰モデルであっても比例原則と責任主義の限界を超えられないのは当然である。なお、中山研一「受刑者の権利と義務」法時 53 卷 5 号 93 頁、95 頁（1981）は、「原理的には公正モデルが基本であって、その上のみ処遇モデルが正当化されるべきであろう。」として、処遇目的による権利制約の過剰を問題視する。

90) 部会第 13 回会議においてある委員が述べられた意見が、同様のことを指摘している。少々長いが、以下に引用する。法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第 13 回会議議事録」11 頁（2008 年 3 月 28 日）（<http://www.moj.go.jp/content/000003837.pdf>, 2012 年 7 月 30 日最終閲覧）。

「保護観察を伴った社会内処遇というのは、やはり個別の人の特性を見て、その人を社会に戻しても大丈夫だという判断の下に個別的に運用すべきものなのだという発想を前提にして考えていきますと、では、そういうことが事前に判決段階で判断できるのか、むしろ釈放に近接した時点でなければ判断は難しいのではないかという議論の流れになっていくのかと思います。ただ、社会内における保護観察を付した処遇というのも、これは一つの刑罰の在り方であると、刑事施設に収容して行う自由刑とは違うある種の刑罰の在り方だと、それはもちろん何でもそういうものを刑事施設に収容して行う自由刑とは別に設けるのかといえ、それは社会復帰に向けた、そういう刑事政策的な要請もあるのかもしれませんけれども、そういう考慮に支えられた一つの刑罰の在り方というふうを考えれば、判決の段階で、被告人の行為責任の範囲内で、刑罰の在り方として、刑事施設に収容する実刑と保護観察を伴う社会内処遇とを組み合わせた量刑の判断をすることも十分に考えられるのではないかと。そのように、ある種ざっくりとした議論、考え方を余地というのも出てくるのではないかと思います。」

91) 染田・前掲注 7)30 頁は、社会内処遇であっても監督機能を強化すれば拘禁刑に準ずる厳しい処分となるとして、プロベーションの場において「社会内自由刑」という概念を提唱する。拘禁刑に続けて科す保護観察刑を「社会内自由刑」に当たるほど強度の権利制約とするかとはともかく、保護観察を独立の刑罰として位置付けようとする試みは共通するところである。

のではない。拘禁刑のように応報効果にはつきり重点が置かれている刑罰ですら、その中で行われる矯正処遇や職業訓練には援助的性格が認められる。逆に、少年法の保護処分のように少年の改善教育とそれによる再非行の防止を目的とする処分さえ、その権利制約の根拠は刑罰と同じく侵害原理に求めなければならない⁹²⁾。刑罰性と援助的性格が矛盾しないことはこれらを見ても明らかである⁹³⁾。

(2) 処遇の目標

処遇のためだけの刑の長期化が許されないのだから、処遇に一定の達成すべき基準を設定することは適切ではない。目指すべきは、定められた刑期における、処遇のできる限りの達成である。そしてこのことは、施設内処遇について一定の基準を達成した者に仮釈放を許可するという現行仮釈放制度のあり方、及び施設内処遇の目標に達していない者を再収容するあり方が妥当でないことを示す。施設内処遇と社会内処遇は共に実施されるべきであることを考えると、拘禁刑の期間内で施設内処遇を出来る限り実施するが、その期間が終了すれば保護観察の期間として社会内処遇へと移行するという、ある意味割り切ったあり方が、両処遇の調整として最適であると考えられる。

(3) 保護観察刑の対象範囲

施設内処遇に続く社会内処遇は、どの受刑者に対しても必ず行われることが望ましい。施設内処遇で受刑者の内的問題を解決し、社会内処遇で社会との接点を作り外的問題を解決するという処遇枠組みが、拘禁刑の弊害を緩和し受刑者の社会復帰を促進するのに最も効果的と考えられるからである。社会内処遇

は、刑事施設からの仮釈放を許可された受刑者にたまたま実施されるのではなく、施設内処遇と適切な連携をもって計画的に実施されるべきである。

また、施設内処遇であれ社会内処遇であれ、処遇を行う意味のない受刑者はいないと考える。もちろん処遇効果が薄い受刑者は少なくないだろうし、費用対効果も悪かろう。しかし、処遇は自発的に社会復帰を目指す受刑者の助けとなるだけではなく、処遇を通じて、受刑者に社会復帰を目指すように働きかける効果も期待できる。だから、少しずつでも処遇の対象を拡大していくべきである。

そうすると、保護観察における制裁として刑事施設への再収容を置くことは、社会内処遇を経ずに社会へ出される受刑者を生むことになるので、理想的には望ましくない。これに対しては、再収容の制裁の持つ心理的強制力等の効果を根拠に、再収容の制裁を置くべきであると主張されうる。しかし、これらの効果は再収容の制裁に依らずとも維持できるものである。

(4) 社会安全に対する不安について

「改悛の状」を要件としない早期の出所を認めることに対して、社会安全の面から不安の声が上がるだろう。しかし、「改悛の状」が認められない等の理由で仮釈放が許されなかった満期出所者が現在でも全体の5割を超えること、IV1で挙げた諸制度案はどれも満期出所者に対する社会内処遇を確保することを目的の一つとするもので、むしろ現行制度よりも社会安全に資する要素があることから、当該不安は正当でない⁹⁴⁾と考える。

92) 佐伯仁志「少年法の理念——保護処分と責任——」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開——理論・手続・処遇』35頁、41-42頁（有斐閣、2001）。一方、川出敏裕「少年法の概要と基本理念」法教331号146頁、155-156頁（2008）は、少年法が虞犯少年をも対象にしていることと、非行事実と処分との均衡が少年の要保護性に応じた処分の選択を妨げるのであれば少年法の目的に反することより、保護処分を侵害原理だけで基礎付けることは妥当でないとする。ただし、川出教授の見解も、「現行少年法においては、侵害原理と保護原理がともに国家による介入の根拠とされている」としており、侵害原理による根拠付けの必要性を認めるものである。

93) 金・前掲注69)149頁は、「保護観察の目的を再犯の防止及び改善更生に求めることと、保護観察に伴う自由制限を正当化する根拠を行為責任に求めることは、なんら矛盾がないと思われる。」と述べる。

94) 懲役5年の実刑と懲役4年保護観察2年では、当該受刑者の完全無害化期間は1年しか変わらない。冷めた物言いをすれば、拘禁による受刑者の無害化は所詮その場しのぎにすぎず、治安維持への寄与はそこまで大きくない。

3 諸制度案の検討

IV 2 で示した筆者の考えに従って、IV 1 で紹介した四つの制度案の優劣を検討していく。

まず、考試期間主義、残刑猶予主義は、その基本的な考え方は妥当であるが、保護観察の権利制約性を意識した場合、行政庁が保護観察期間を決定する制度では、やはり比例原則及び責任主義に反する可能性があることは認めざるを得ない。また、刑事裁判が厳格な手続きの下で行われていることに鑑みれば、仮釈放の許否及び保護観察期間の判断にただ裁判所が関わればよい、という話でもない。仮釈放の要件として「改悛の状」が要求されることの問題は何度も述べた。

次に、必要的仮釈放だが、これは考試期間主義が伴わなければ十分な保護観察期間が確保できないという点で、上記と同じ批判が当てはまる。また、必要的仮釈放の実質は機械的な必要の一部執行猶予である⁹⁵⁾と考えると、裁判所の判決によって猶予される拘禁刑の期間や保護観察の期間を決定する方が、対象者の個性を考慮した柔軟な運用ができるように思う。

そうなると、拘禁刑と保護観察刑を併せた形の刑罰が裁判所により言い渡される制度が求められる。四つの制度の中では、一部執行猶予または分割刑に当たる形の刑罰である。

具体的には、次のような制度が考えられる。まず、義務違反に対して再収容の制裁を置く保護観察刑と、再収容の制裁を置かない保護観察刑を設置する。そして、裁判所が拘禁刑を判決として言い渡すときは、必ずどち

らかの保護観察刑を続けて科すこととする。再収容の制裁を置く保護観察を科した場合が一部執行猶予に相当し、拘禁刑の制裁を置かない保護観察刑を科した場合が分割刑に相当する⁹⁶⁾。

再収容の制裁が置かれていることの効果を肯定的に評価すれば、再収容の制裁を置く保護観察刑を付する形を原則とすべきようにも思える。しかし、実際に制裁を発動して再収容が実行される不利益に比べれば、その効果の利益は小さいし、再収容の制裁の効果は他の手段で代替可能である。筆者は、再収容の制裁を置かない保護観察刑を科す形を原則とすべきであると考ええる。この点について、IV 4 でさらに検証を加えたい。

また、施設内処遇の役割を終えた受刑者に対し、いつまでも拘禁刑を執行し続けることは弊害を生むだけなので、現行の仮釈放制度も並行して存置するべきである。この場合の仮釈放は残刑期間主義、残刑執行主義を採り、拘禁刑の期間の終了した後はそのまま判決で言い渡された保護観察刑が執行されるという制度が考えられる。ただし、保護観察刑の併科により出所後の保護観察期間が確保されていることから、仮釈放の運用が積極的に行われる必要は全くない。むしろ、原則として裁判所の宣告した量刑判断を尊重し、仮釈放が認められるのは例外的な場合に限定されるべきである。

4 再収容の制裁を置かない保護観察刑の検証

ここでは、再収容の制裁を置かない保護観察刑の可能性を検証する。

95) 「必要の一部執行猶予」とは、有期刑の宣告は必ず一部執行猶予の形で行うとする制度を指す。

96) 佐伯・前掲注 56)93 頁は、施設内処遇と社会内処遇を結びつけた継続的処遇を行うための枠組みについて「裁判官が、実刑と釈放後の保護観察を併せて言い渡す制度」を考えた場合、それは「保護観察を独立の刑罰として規定して、これを自由刑と併科する制度にするか、あるいは、言い渡す自由刑を分割して、その一部の執行を猶予して保護観察に付するという制度にするか、どちらかである。」とする。また、金・前掲注 69)148 頁は、「考試期間主義と同様な目標を目指し、かつ、これを司法の権限で行うことを可能にするのは、やはり、『刑の一部執行猶予』と『分割刑制度』であろう。したがって、その二者のいずれか、あるいは、二者の併用が考えられる。」とする。太田・前掲注 67)「自由刑と保護観察刑の統合」59 頁も、「自由刑に保護観察刑という刑罰を併科して言い渡す制度」としての「複合判決」を提案する。ただし、佐伯教授、金教授とも、結論としては刑の一部執行猶予が導入しやすいとしてこちらの制度を推し、太田教授も「保護観察刑を一種の執行猶予に伴う保護観察のような効果をもつ制度とすることが、最も合理的且つ実現可能性が高いように思われる。」としている(太田・同 63 頁)。

再収容の制裁を置かないことに対しては、対象者（受刑者⁹⁷⁾に遵守事項を守らせる心理的強制力の不足が不安視されることは想像に難くない。心理的強制力の不足は、保護観察刑の実効性を脅かすものである。さらに最近では、心理的強制力に止まらず、保護観察の実効性を保ち再犯を防止するために、不良措置の適切な（積極的な）実施が求められている。

しかし、果たして再収容の制裁がなければ保護観察刑の実効性は保てないのだろうか。再収容の制裁が対象者に及ぼす心理的強制力を直接に計ることができればよいのだが、それは不可能である。本稿では代わりに、次のような手順で再収容の制裁の必要性を批判的に検証し、再収容の制裁を置かずとも保護観察刑の実効性を保つための手段を模索する。まず、IV 4 (1)において、再収容の制裁が更生保護の目的に資さないこと、及び再収容の制裁を科す必要がある場面はないことを明らかにし、その意義が純粋に心理的強制力（消極的一般予防効果）に止まることを示す。そして、IV 4 (2)において、そのような心理的強制力の役割を確認したうえで、代替する他の手段を検討する。さらに、IV 4 (3)では、代替手段として有効性が認められる裁判所侮辱罪の導入可能性について、少しばかり触れる。

(1) 再収容の制裁の効果と発動場面

a 不良措置の運用状況

現在、保護観察の不良措置は、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のどちらにおいても、再犯を契機に実施されることがほとんどである⁹⁸⁾。保護観察付執行猶予者について見ると、平成22年における執行猶予を取り消された対象者は保護観察終了人員全体の24.9%だが⁹⁹⁾、再犯に基づく再処分を受け

ずに取り消された対象者は1.8%に止まる¹⁰⁰⁾。仮釈放者の場合、統計上はそれぞれ4.2%、3.6%となり、再犯を契機としない仮釈放の取消が多いようにも見える。しかし、これは仮釈放期間が短いために期間中に再処分が確定するに至らなかった再犯者に対して遵守事項違反による不良措置を実施しているからであり¹⁰¹⁾、実際には再犯を契機とした仮釈放の取消が多いと思われる。

このような消極的な不良措置の運用は対象者が再犯に至る一因になっていると批判され、更生保護のあり方を考える有識者会議は適切な不良措置の実施を提言した¹⁰²⁾。有識者会議の提言を受けて、更生保護法では目的規定に「再犯の防止」が明記され、特別遵守事項が類型化、具体化されたことはII 3 (2)に述べた。

b 再収容の効果

しかし筆者は、有識者会議が提言した不良措置の適切な（積極的な）実施が更生保護の目的に沿った再犯防止に繋がるという考えに対し、重大な疑義を抱いている。

更生保護の目的は、対象者にとっては自らの改善更生であり、その過程で大きな障害となる再犯を防止することは改善更生を達成するために求められる。一方、刑事政策上の制度目的は、対象者を改善更生させることによって再犯防止を達成することにある（II 3 (2)参照）。

再犯に至る前の適切な不良措置の実施が更生保護の目的に資するという主張は、次の三点から理由付けすることができそうである。まず、①再犯に至らなかったこと自体が対象者の改善更生に資するということが考えられる。これは具体的には、再犯による対象者の規範意識の鈍磨を回避するという内的側面

97) 保護観察刑を想定すれば、そこで保護観察を受ける者は「受刑者」である。ただし、現行の保護観察を受ける者を「対象者」と呼ぶこととの関係から、混乱を避けるため以下では「対象者」の呼称で統一する。

98) 以下、IV 4 (1) aにおける数値は、法務省法務総合研究所編・前掲注19)170頁4-6-4-2表（資料⑧）に基づく。

99) 取消率。「取消率」は、保護観察終了人員に占める遵守事項違反又は再犯により仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の人員の比率をいう。

100) 「取消・再処分率－再処分率」により算出。「取消・再処分率」は、保護観察終了人員に占める保護観察期間中に刑事処分を受け、又は仮釈放等を取り消された者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の比率をいう。

101) 川出＝金・前掲注3)242頁。

102) 更生保護のあり方を考える有識者会議・前掲注51)16頁。

と、「再犯を犯した人」という周囲からのラベリングを回避するという外的側面として説明できる。次に、②再犯に至る前の遵守事項違反を施設内処遇の不足の表れと見て、再度施設内処遇を受けさせることが対象者の改善更生のために必要であり、そのために再収容が求められる、と見ることもできる。①と②は、再収容が対象者にとって更生保護の目的に利益となることの根拠となる。加えて、刑事政策上の目的からの理由付けとして、③再収容することで対象者を無害化し再犯を防止できることが指摘できる。

しかし、これらの理由付けは相当でない。不良措置の実施による再収容では、更生保護の目的は達成できない。

①再犯による再収容と不良措置による再収容の間に、対象者及び周囲の人々にとっての違いはほとんどない。不良措置による短いスパンでの刑事施設への帰還¹⁰³⁾は、刑事施設へ送られることに対する慣れに繋がり、対象者の規範意識が鈍磨していく要因となる。また、処分理由はどうあれ、刑事施設に送られたという外観をもって社会は「刑務所送り」のレッテルを貼る。したがって、「再犯に至る前の不良措置」が「再犯に基づく再収容」に比べて対象者の改善更生に資するというのは、素直に首肯できない。

②対象者に再度施設内処遇を受けさせるために不良措置を用いるというのは、「改悛の状」を要件とする「仮釈放」の発想である。施設内処遇と社会内処遇の適切な連携を目的とする保護観察刑において、社会内処遇はそれに適した受刑者が受けるのではなく、拘禁刑の期間が終了し保護観察刑に移行した受刑者が受けるものであるから、施設内処遇が「不足」しているから刑事施設に引き戻すということにはならない。また、再収容した場合、再び社会内処遇を受けさせることは難し

い。そうすると、社会内処遇を経ずに刑事施設から社会へ直接出される受刑者が生じることになり、施設内処遇と社会内処遇の適切な連携を欠くという、対象者の改善更生にとって大きな不利益を招く。

そして、③対象者の改善更生に繋がらない不良措置によって再犯の防止を達成することは、「対象者の改善更生による再犯防止」という更生保護の目的に即したものではない。そのような不良措置の実施は、単に「対象者の無害化による再犯防止」であって、権利制約の根拠は過去の行為責任に求められるとしても保安処分的運用と評価できるし¹⁰⁴⁾、長期的に見れば再犯防止に資さない。

以上の指摘が正しいとすれば、再犯防止を不良措置によって達成することは、更生保護の目的にそぐわないものであり、不利益が大きいと言えるだろう。

c 不良措置の発動場面

仮に保護観察刑に再収容の制裁を置いたとして、再収容による対象者の改善更生効果及び対象者の改善更生を通じた再犯防止効果に対する疑いを前提としたとき、再収容の制裁を科す必要がある場面は理論的に見当たらない。

遵守事項違反は繰り返したが保護観察期間中に再犯に至ることはなかった対象者に対して、不良措置を実施する理由はない。遵守事項違反の事実が、期間中に再犯に至らなかった現実を超えて再収容を要求するほどの再犯可能性を示すという状況は、容易に想像できない。再収容の利益をどのように捉えても、このグループに不良措置を拡大してはならない。

保護観察期間中に再犯に至ったが、当該再犯事件について実刑判決を免れた対象者に対する不良措置の実施は、謙抑的であるべきである。再犯事件に対する刑事司法の過程にお

103) 現行制度ではもちろん、社会内処遇に関するどのような制度を採用しようとも、保護観察期間は長くて5年程度が想定される。例えば、太田・前掲注67)「自由刑と保護観察刑の統合」68頁は、「現在の満期釈放者の再入率を見ると、釈放後五年間で再入率が頭打ちとなることから保護観察刑の長期は五年とするのが適当ではないかと当面は考えている。」とする。そうすると、不良措置は出所から5年と経たない間に(おそらくより早期に)なされることになる。

104) 川出・前掲注47)11頁は、有識者会議による適切な不良措置の実施の提言が、「保護観察自体の内容としてではなく、この面から、再犯の防止を直接の目的とした対応をとることを要求」するものであることを認めている。

いて、被疑者ないし被告人が保護観察中であることは当然考慮されている。そのうえで行為責任及び特別予防の必要性を判断した結果、当該対象者に起訴猶予、罰金刑、再度の執行猶予といった実刑を避ける判断が下されたのであるから、直近の刑事司法の量刑判断は尊重されるべきである。したがって、実刑を免れた対象者に対し不良措置を採るべきではない¹⁰⁵⁾。

保護観察期間中に再犯に至り、当該再犯事件について実刑判決を受けた対象者はどうか。対象者の改善更生に繋がらない再収容を保安処分的運用と断ずれば、再犯に至る前段階での不良措置はすべきでない。一方、再犯に基づく不良措置をためらう理由はなさそうである。しかし、当該対象者は再犯事件に基づいて実刑判決を受けるのであるから、裁判所において対象者が保護観察中であることを量刑の加重事由として考慮し、拘禁刑の期間を量定すれば足りるのではないだろうか。直近の刑事司法による判断が下される場面で、わざわざ過去の判断に基づく再収容を重畳する必要があるとは思わない。

d 小括

ここまでの検討により、保護観察対象者に対して再収容の制裁を実際に発動した場合、利益はなく不利益が大きいことを確認した。また、不良措置が取られる必要がある場面は理論的に存在しないことを確認した。したがって、保護観察刑に再収容の制裁を置く意義は、制裁の発動を担保として対象者に遵守事項を守らせるという、心理的強制力（消極的一般予防効果）に限定される。IV 4 (2)では、この心理的強制力を他の手段によって代替できないか、その手段を模索する。

(2) 代替手段の検証

保護観察刑は、対象者に設定された遵守事項を守らせることが、その権利制約の内容である。遵守事項には、健全な生活態度の保持

義務、保護観察官や保護司との接触義務といった一般的遵守事項と、一定の行動制限や専門的処遇プログラムの受講義務といった特別遵守事項がある（更生保護法 50 条, 51 条）。再収容の制裁には、これらの遵守規定を対象者に守らせるための、心理的強制力としての効果が期待されている。

しかし、遵守事項を守らせる効果は再収容の制裁にしか認められないわけではない。規範の実効性を担保する手段としては、①規範の遵守に対して報償を与える肯定的サンクション、②規範の違反に対して不利益を科す否定的サンクション（間接強制）があり¹⁰⁶⁾、また③直接強制も制裁ではないが遵守事項を守らせる手段となる。

①肯定的サンクションとしては、特別遵守事項の取消しが考えられる。現行制度でも更生保護法 53 条に規定が置かれている。保護観察刑を導入する場合、遵守事項は刑罰の内容として裁判所が設定するので¹⁰⁷⁾、その取消しは刑の事後の変更のようにも思える。けれども、現行制度で仮釈放が認められていることに鑑みて、法律に根拠規定を置くことを条件に特別遵守事項の取消しを執行機関の決定で行うことは認められると考える。肯定的サンクションは、自ら遵守事項を守る意欲を持った対象者に対して、その意思を保持強化させるインセンティブとして有効である。

②否定的サンクションとしては、過料の設定を検討したい。過料は行政上の義務違反に対する秩序罰として科される制裁であるが、その対象は軽微な秩序違反に限定されるわけでは必ずしもない¹⁰⁸⁾。過料導入に当たっての問題は、保護観察刑の遵守事項は刑罰の一種となること、それを行政上の義務として構成できるかという点である。行刑は行政作用であることを考えると遵守事項を守る義務を行政上の義務と構成できると思われるが、できないとしても、間に保護観察所の長

105) 特に、仮釈放の取消しの判断主体は地方委員会である（更生保護法 75 条 1 項）から、司法の判断を尊重することが一層求められる。

106) 佐伯仁志「わが国の行政制裁体系」『制裁論』7 頁, 8 頁（有斐閣, 2009）〔初出 1998〕。

107) 現行の保護観察付執行猶予の場合にも裁判所が実質的に特別遵守事項を設定しているが、形式的には裁判所の意見に基づいて保護観察所の長が定めることになっている（更生保護法 52 条 4 項）。

108) 佐伯・前掲注 106) 10-11 頁。

による遵守命令を設置し、その命令違反に対する制裁と構成すれば問題なからう¹⁰⁹⁾。否定的サンクションは、遵守事項を守る意欲の弱い対象者に対して効果を発揮する。

③直接強制の手段としては、引致を利用することが提案できる。更生保護法においても、居住義務違反の場合、又は遵守事項違反の疑いに十分な理由がありかつ地方委員会や保護観察所の長による出頭命令に対象者が応じない若しくは応じないおそれがある場合に、保護観察所の長が裁判官のあらかじめ発する引致状によって対象者を引致することが認められている（同法 63 条 2 項）。筆者は、引致の認められる場面をさらに拡大して、遵守事項のうち作為義務（出頭滞留義務）を定めるもの——保護観察官や保護司との面接義務、専門的処遇プログラムの受講義務等——の違反全般に引致の利用を認めることを提案する。これに対しては、直接強制によって面接や専門的処遇プログラムを受けさせたところで処遇効果は上がらないという批判が考えられるが、全く受けないよりもはるかに良いし、対象者には今までも再収容の制裁という強力な間接強制がかかっており、自らの意思で面接や専門的処遇プログラムを受けていたとは言い難い者もいよう。また、対象を拡大すると引致の実行手段に不足するという批判もありうるが、警察との連携によって引致の実行手段は確保できると考える¹¹⁰⁾。直接強制は、遵守事項違反が著しい悪質な対象者に作為義務を実行させるために、再収容の制裁よりも強力かつ実効的な手段となりうる。

以上、再収容の制裁に代わる強制力とし

て、特別遵守事項の取消し、過料の設定、引致の対象の拡大と、三つの手段を検討した。これらの間接又は直接強制手段を対象者の性質に応じて適切に使い分けることで、再収容の制裁を置かずとも保護観察刑の強制力を確保できると考える。もちろん、これらの手段を用いる前に、保護観察官及び保護司が対象者に対し自ら遵守事項を守る意欲を持つよう働きかけることが、最も重要であることは言うまでもない。

③ 裁判所侮辱罪の可能性

最後に、裁判所侮辱罪（contempt of the court）の導入可能性について、一言言及したい。裁判所侮辱罪とは、裁判所の発した命令に違反することを構成要件とする犯罪類型であり、コモンローの伝統に基づく¹¹¹⁾。裁判所侮辱罪を設定すれば、保護観察刑の遵守事項違反を新たな犯罪と構成して、罰金や再度の保護観察刑を新たな行為責任に基づいて科すことができる¹¹²⁾。非常に柔軟な対応が可能となるうえ、刑事司法の流れに乗せることで対象者に対し強い感銘力を与えることが期待できる。

コモンローの伝統のないわが国に裁判所侮辱罪を輸入できるかどうか、議論があるところである。筆者は導入可能性がないとは考えていない。性質は全く異なるが、少年法上の保護処分において、形式が類似した制度が採用されたからである。

そもそも再収容の制裁が置かれていない保護観察は既に存在する。少年法上の保護処分としての保護観察処分である（少年法 24 条 1 項 1 号）。保護観察処分には遵守事項違反

109) 懲役受刑者における作業義務は懲役刑の内容だが（刑法 12 条 2 項）、刑事施設の長は作業を怠らないことを遵守事項として設定し（刑事施設収容法 74 条 1 項 9 号、92 条）、遵守事項違反に対して懲罰を科すことができる（同法 150 条 1 項）。そして、この懲罰は行政処分であり、審査請求の対象となる（同法 157 条 1 項 14 号）。このように、刑罰の内容としての義務が行政上の義務に転換する仕組みは、例がないわけではない。

110) 引致の実行に警察の協力を求めることは既に行われている。平成 17 年 3 月より、保護観察中の所在不明者対策として、警察との協力の下、警察活動中の警察官が所在不明者を発見した場合には即時に保護観察所に連絡し、連絡を受けた保護観察所が更生保護法 63 条 2 項の引致状をもって対象者を引致するという運用が始まり、これによって所在不明者の比率は劇的に減少している。田中一哉「これからの更生保護 更生保護における改革施策」ひろば 60 巻 8 号 43 頁、45 頁（2007）。所在不明者比率の変化は、法務省保護局「更生保護の現状——平成 17 年度、18 年度の統計を中心として——」曹時 59 巻 6 号 1785 頁、1820 頁第 16 表（2007）、及び法務省保護局・前掲注 50)1330 頁第 16 表を参照。

111) 佐伯・前掲注 56)90 頁。

112) 拘禁刑を法定することも可能だが、それでは再収容の制裁を置くことと変わらないので、本稿では遵守事項違反の罪では法定刑に拘禁刑を置かないことを想定している。

を直接の理由として施設内処遇に移す措置が設けられておらず、「このことが保護観察処分少年の指導監督に際して、困難な状況を生じさせる一因となっていた」¹¹³⁾。そこで、平成19年の少年法改正に際して、少年法26条の4及び犯罪者予防更生法41条の3（現在の更生保護法67条）が導入された。

制度概要は次の通りである。まず、保護観察所の長が保護観察処分少年に対し警告を発し、少年がそれでも遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、家庭裁判所に決定の申請をすることができる（更生保護法67条）。家庭裁判所は申請に基づき調査、審判を行い、上記の要件が満たされ、かつ、保護観察を継続することによっては本人の改善更生を図ることができないと認めるときは、少年院送致決定又は児童自立支援施設等送致決定を行う（少年法26条の4）¹¹⁴⁾。

この制度は、「重大な遵守事項違反を少年法3条1項掲記の3つの非行事実とならぶ新たな審判事由とした上で、それが認定され、加えて、少年に上記の意味での要保護性が認められる場合に、少年院送致決定又は児童自立支援施設等送致決定という新たな保護処分を行うものである」¹¹⁵⁾。

保護処分は刑罰ではなく、非行事実は犯罪ではない。よって、少年法26条の4が「重大な遵守事項違反を少年法3条1項掲記の3つの非行事実とならぶ新たな審判事由とした」ことをもって、直ちに保護観察刑における遵守事項違反を犯罪構成要件とする裁判所侮辱罪の導入が可能である、とするのは乱暴な議論である。けれども、この制度の運用がうまくいくのであれば、裁判所侮辱罪の導入可能性が見えてくるかもしれない¹¹⁶⁾。

(4) 小括

IV 4(1)において、再収容の制裁が実際に発動される必要がある場面が存在しないことを明らかにした。そしてIV 4(2)の検討によって、特別遵守事項の取消し、過料の設定、引致の対象の拡大により、再収容の制裁の役割は十分に代替できることを示した。IV 4(3)ではより効果的な手段となりうる裁判所侮辱罪の導入可能性について触れると同時に、再収容の制裁を否定する筆者の主張とは反対の方向へと改正された少年法26条の4について紹介した。この制度の運用が今後どうなっていくか、注目しておく必要がある。

V. 残された検討すべき論点

Vでは残された検討すべき論点として、1 保安処分との関係、2 導入予定の刑の一部執行猶予制度案、3 保護観察態勢の問題、4 他の社会福祉政策との均衡の問題について、簡単に触れておこうと思う。

1 保安処分との関係

保安処分はわが国では認められていない¹¹⁷⁾。拘禁刑に続けて保護観察刑を科すことが保安処分ではないかと疑問が持たれうるので、そうではないことを説明する。

まず、保安処分は対象者の将来の犯罪の危険性を根拠として科されるのに対し、刑罰である保護観察刑はあくまで受刑者の犯罪の行為責任を根拠として科される、という根本的かつ最も重要な違いがある。更生保護法1条は保護観察対象者の再犯防止を目的として掲げるが、それは対象者の改善更生を達成する

113) 生駒貴弘「少年法改正の意義 ④少年保護観察の視点から」ひろば60巻10号42頁, 44-45頁(2007)。

114) 川出敏裕「終局決定(2)」法教349号113頁, 116-117頁(2009)。

115) 川出・前掲注114)117頁。

116) 少年法26条の4の導入に対し批判的な見解として、斎藤豊治「少年法の第2次改正」斎藤豊治=守屋克彦編『少年法の課題と展望 第2巻』271頁, 310頁(成文堂, 2006)。

117) 保安処分とは、「特定の者の犯罪行為に対して、その者の将来の犯罪の危険性のために、……裁判所が言い渡すところの、自由の剥奪または制限を伴う隔離・治療、改善を内容とする処分をいう」。大谷・前掲注2)156頁。刑罰が行為責任を根拠として科されるのに対し、保安処分は将来の犯罪の危険性を根拠に科されるものである。将来の予測に基づくという不確かさゆえ、保安処分は人権侵害の危険性を本質的に内包しており、よって軽々に用いられてはならない。わが国では保安処分は認められていないとされているが、心神喪失者等医療観察法による医療観察制度を保安処分であるとする立場もある。大谷・前掲注2)428頁以下。

ための手段として目的とされているのであり、再犯防止を権利制約の根拠としているわけではない。また、保護観察刑の保安機能はその刑罰性を否定しない。

理屈としては以上の説明が正しいとしても、実施されている制度は実質的に保安処分なのではないか、という疑問は依然残ろう。拘禁刑の後に保護観察刑を科すという制度は、保護観察を保安処分と位置付けたとしても設計できるからである。しかし、保安処分によって同じ形の制度が設計できることは、その制度を刑罰として設置することを否定するものではない¹¹⁸⁾。大切なことは、保安処分としてではなく刑罰として保護観察を位置付けたということであり、それによって保護観察の実施に限界を設定したことである。

2 導入予定の刑の一部執行猶予制度案について

平成 23 年 11 月 4 日、被收容者人員適正化方策に関する部会がまとめた要綱に沿った形で刑の一部執行猶予の導入が決定され、そのための刑法等の一部を改正する法律案（同法律案により改正される刑法について、以下、「刑法改正案」）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（以下、「法律案」）が、第 179 回国会（臨時会）に提出された。

その内容は、3 年以下の懲役刑又は禁錮刑及び薬物の所持又は使用にかかる罪に対して、「犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるとき」に、1 年以上 5 年以下の期間その刑の一部の執行を猶予することができる、というものである（刑法改正案 27 条の 2 第 1

項、法律案 3 条）。また、原則として一部執行猶予中の保護観察は裁量的に科されるが（刑法改正案 27 条の 3 第 1 項）¹¹⁹⁾、薬物事犯者の場合には必要的に科されるうえ（法律案 4 条 1 項）、薬物離脱のための専門的処遇プログラムの受講が特別遵守事項として義務付けられることとなっている（更生保護法改正案 51 条の 2 第 1 項）¹²⁰⁾。

短期刑及び薬物事犯に対象を絞って刑の一部執行猶予を導入していることから、この刑の一部執行猶予制度はショック療法の性格を強く持つもので、社会内処遇の必要性を求め性格は弱くなっている。しかし、まずはこれでよいと思う、制度をいちどきに変えることはできないのだから。今回の刑の一部執行猶予制度の導入がなされれば、将来の社会内処遇制度改革への一里塚になるとと思われる¹²¹⁾。

3 保護観察態勢の不十分さ

全ての受刑者が社会内処遇を受けられるような制度が望ましいとしても、今すぐに制度を改革して全ての受刑者を社会内処遇に付す制度を導入することは不可能である。そのような制度を導入すれば、保護観察対象者の数が現在の数倍に膨らむことが予想されるが、その数に対応できる処遇態勢は全く整っていない。「率直に言って従来のままの処遇体制のもとで仮釈放を原則化すれば、仮釈放者の犯罪は激増し、社会の反発を招いて、再び仮釈放の消極的運用へと逆戻りすることは必定であろう。仮釈放制度の適正な運用にとっては、なによりも、保護観察官不足の解消、帰住地確保のための施策、保護司の能力の向上など、社会内処遇における人的・物的条件の改善が必要である」¹²²⁾。この点からも、対

118) 死刑や拘禁刑であっても、同じものを保安処分として設計できる。

119) 保護観察が必要的でないことを批判するものとして、太田・前掲注 82)400 頁。

120) 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の内容につき、法務省「第 179 回国会からの継続案件（刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案）」（2011 年 11 月 4 日）（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00051.html、2012 年 7 月 30 日最終閲覧）。

121) なお、第 179 回国会（臨時会）に提出された法律案等は、採択されず、衆議院法務委員会において閉会中審議に付されることとなった。平成 24 年 7 月 16 日現在、第 180 回国会（常会）で継続審議中とされている。

122) 大谷・前掲注 2)287 頁。

象を限定した刑の一部執行猶予がまず導入されることは、肯定的に評価することができる。物的設備人的資源の整備に合わせて、社会内処遇のため制度も対象を拡大していけばよいだろう。

4 他の社会福祉政策との均衡

受刑者に対する処遇が充実することは望ましい。しかし、一般国民に対する社会福祉政策に比べてその充実が過ぎるということになれば、両者の均衡の問題が生じうる。この点につき、平成18年4月から始まった「刑務所出所者等総合的就労支援対策」のうち、試行雇用制度及び職場体験講習の二つの取組みが、厚生労働省の予算により行われているということに触れておく¹²³⁾124)。

これ以上具体的に検討する材料を持たないので、ここでは問題の指摘にとどめる。

VI. おわりに

本稿では施設内処遇に続く社会内処遇について検討してきた。まずⅡで社会内処遇の意義と必要を確認し、Ⅲで現行制度である仮釈放という枠組みの問題点を明らかにした。Ⅳでは四つの制度案を検討し、その中から、拘禁刑に保護観察刑を必ず併せて宣告する分割刑の形が最善であることを主張した。さらに、再収容の制裁を置かない保護観察刑が望ましいことから、再収容の制裁に代わる手段のあり方を模索している。Ⅴでは残された論点をいくつか消化した。現在導入が目指され

ている刑の一部執行猶予制度案についても、簡単ながら解説を加えた。

筆者は本稿で、受刑者を社会内処遇に付すことの重要性を主張している。これは、受刑者の利益になるからではなく、わが国の刑事政策及び社会政策上、そのような施策が必要だと考えているからである。したがって、本稿の主張は、受刑者を早く刑事施設から出すことを求めるものでは全くない。筆者の提案する保護観察刑が導入されたとしても、受刑者の拘禁期間は大きくは変わらないことを想定している。

さて、本稿を執筆するにあたり、筆者が常に気を付けていたのは、「地域社会の人々」の存在を忘れないことである。社会内処遇においては、保護観察対象者や保護観察官、保護司、裁判所だけがプレイヤーなのではない。社会の中で処遇を受けさせるのであるから、そこで日常を過ごす地域社会の人々もまたプレイヤーである。したがって、社会内処遇については、専門家の間だけで話を終わらせるような議論をしてはならない。常に、地域社会の人々がそれをどう見るか、という視点を持つべきだと考えている（もちろん過度な考慮は禁物であるが）。つまらないことだが、このような視点から、本稿では「犯罪者」という呼称は可能な限り避け、「受刑者」「対象者」という呼称を使っている。

社会情勢が犯罪情勢に影響を与えることはよく指摘されるところである¹²⁵⁾。同様に、社会内処遇の成否も社会のあり方に大きく左右されるのである¹²⁶⁾。過ちを犯した者に対する社会の寛容さが求められる。

123) 田中・前掲注110)44-45頁。

124) また、更生保護と社会福祉の連携の重要性を指摘するものとして、生島浩「更生保護と社会福祉との連携の意義と課題——犯罪者の地域生活支援を担う——」犯罪と非行167号26頁(2011)。

125) 例えば、川出=金・前掲注3)18頁以下。佐伯・前掲注56)93頁は、「犯罪の防止に果たす刑事制裁の役割は限定されている……。格差社会の問題が顕わになってきている現在、『最良の社会政策が最良の刑事政策』という箴言の重要性を再確認すべきであろう。」と述べる。

126) 犯罪及び犯罪者と社会との関係の重要性を指摘するものとして、ニルス・クリスティ「他者との出会い(他者を知る)」日本犯罪社会学会編『持続可能な刑事政策とは——地域と共生する犯罪者処遇』18頁(現代人文社, 2012)。小長井賀典「地域に根ざした犯罪者処遇——犯罪者を地域福祉に繋ぐ——」犯罪と非行171号30頁, 35頁(2012)は、「関係機関・団体と連携して、犯罪者を地域の包括的なケアのネットワークに繋ぐ……。その結果、犯罪者は人間としての全体性を取り戻し、同時に地域内で居場所と住民としての承認を得ていく。」と、地域社会における出所者等の処遇のあり方を説く。また、法務省は昭和26年から毎年「社会を明るくする運動」という名称で、「犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠である」との認識の下、一般市民への啓発活動を継続している。平成22年からは、運動の名称が「“社会を明るくする運動”～犯罪や非

冒頭に引いた言葉に続けて、ジャン・ヴァルジャンはこう語る。「そして過酷が私を破滅させたと同じく、その後寛容と親切とは私を救ってくれたのである」。

謝辞

本稿は、2011年度冬学期に開講された「刑事政策」の発表レポートに、いくつかの加筆修正をしたものです。開講時には刑事政策が何なのかもわかっていなかった筆者が、今回一応の議論を示すことができるようになったのは、偏に担当教官である川出敏裕先生のおかげです。また、学部、ロースクールと続けてゼミを受講させていただいた佐伯仁志先生が刑事政策を専門とされていることが、刑事政策に興味を持つきっかけとなりました。刑罰の効果や影響を考えるきっかけを与えてくださったのは樋口亮介先生です。樋口先生や成瀬剛先生には、論文を書く際に注意すべきことを間接的に教わりました。慶應義塾大学の小池信太郎先生は、量刑と行刑の関係という問題意識を教示してくださったのみならず、未掲載論文への言及を快諾していただきました（注53）。先生方には感謝の念にたえません。

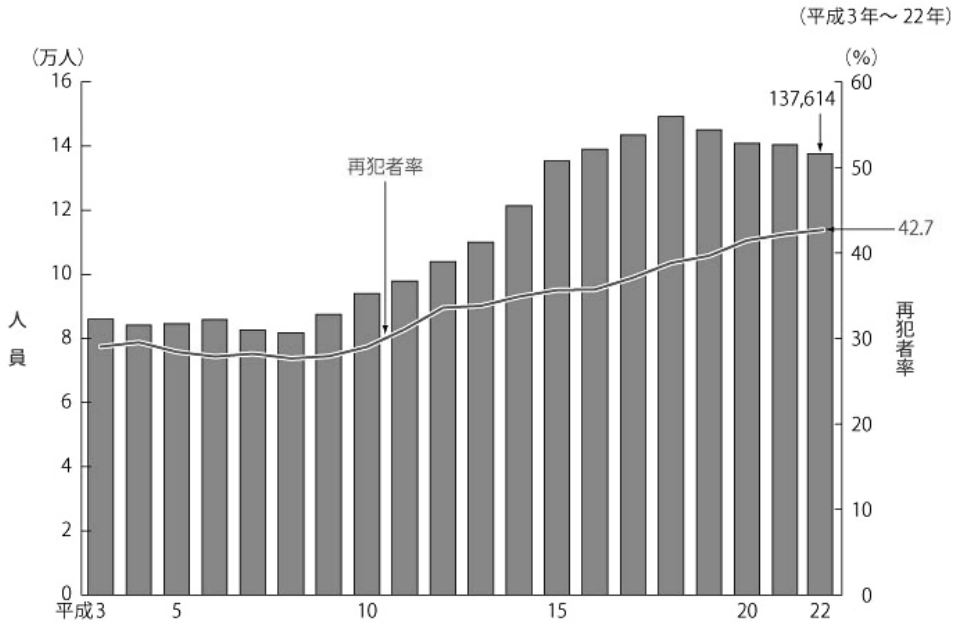
本稿は投稿原稿から大きな補正と小さな補正を繰り返しましたが、そのため編集担当の岩川隆嗣さん、柳澤諭さんには大変なご迷惑をおかけしました。丁寧なチェックに感謝しています。そして、長い発表につきあってくれた「刑事政策」のメンバー、特に〆切直前に貴重なアドバイスをくれた武田夕子さんに、御礼申し上げます。

(やまな・じゅんいち)

行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ〜」へと変更された。法務省「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ〜」(http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html, 2012年7月30日最終閲覧)。

資料①

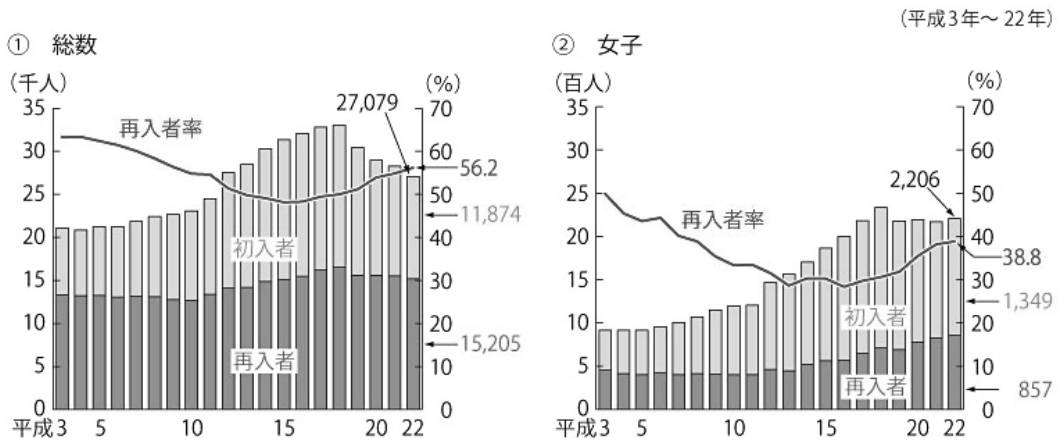
4-6-1-1 図 一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

資料②

4-6-3-1 図 入所受刑者人員（初入・再入別）・再入者率の推移（総数・女子別）



注 矯正統計年報による。

資料③

第24表 職業訓練種目別修了人員表 (平成22年度)

(単位:人)

訓練種目	修了人員	訓練種目	修了人員	PFI訓練種目	修了人員	PFI訓練種目	修了人員
ビル設備管理科	290	建築科(畳)	18	安全衛生・品質管理・環境問題科	1,457	介護科	29
フォークリフト運転科	247	建設機械科(クレーン運転)	17	ビジネス基礎科	1,287	PC基礎文書作成科	26
溶接科(基本)	112	美容科	15	PC基礎科	998	コールセンター科	24
小型建設機械科	101	配管科	14	社会貢献意識啓発科	701	神楽面・衣装製作科	24
情報処理技術科(情報処理)	99	工芸科(竹工芸)	12	手話基礎科	649	石州和紙製作科	23
ビルハウスクリーニング科	93	測量科	11	ボランティア啓発科	647	販売士検定科	22
溶接科(導入)	84	印刷科	10	安全衛生・品質管理・環境配慮科	641	手話奉仕員養成科	22
溶接科(専門)	76	建築科(建築模型製作)	10	ビジネス能力修得科	641	パン職人養成科	22
ホームヘルパー科	68	総合美容技術科	10	ITスキル養成科	518	石見焼製科	22
縫製科	67	工芸科(革工芸)	9	共通基礎コース科	517	バラ栽培科	22
情報処理技術科(パソコン基礎)	66	点字翻訳科	8	社会復帰直前科	127	ビルクリーニング科	21
社会復帰科	64	内装施工科(総合)	8	園芸科	105	DTP科	18
農業園芸科	61	船舶職員科	7	農園芸科	105	DTP専攻科	16
内装施工科(標準)	60	土木科	7	建設系技能士養成科	85	デザイン・モザイク科	16
電気通信設備科	57	機械科(機械加工)	6	電気工事士科	82	PC応用データ活用科	13
CAD技術科	55	工芸科(石材)	5	デジタルコンテンツ編集科	77	竹細工科	13
自動車整備科(整備)	49	工芸科(漆器)	4	窯業科	61	クレイアニメーション科	11
建築塗装科	49	自動車整備科(タイヤ整備)	4	PC上級科 CS	60	音訳科	10
販売サービス科	46	理容科(短期理容)	4	医療事務科	59	フォークリフト運転科	10
建設機械科(建設機械)	45	建築科(表具)	3	点字専攻科	48	建築科(玉掛け)	10
工芸科(木材工芸)	45	工芸科(織布)	3	農業科	47	ホームヘルパー2級科	9
数値制御機械科	36	工芸科(剣道具)	2	福祉住環境コーディネーター科	44	建設機械科(クレーン)	9
工芸科(窯業)	32	板金科(塑性加工)	1	点訳科	43	ホームヘルパー科	8
建築科(建築)	31			皮革工芸技能習得科	40	プログラムシステム設計科	8
工芸科(木工)	30			PC上級科 CAD	40	ボランティア科	7
クリーニング科	28			ビジネス基礎訓練科	38	第二園芸科	5
理容科(理容)	27			フードコーディネーター養成科	35	クリーニング科	2
建設く体工事科	21			ビジネス会計科	31	木工科	2
情報処理技術科(事務処理)	21			調理師科	30		
小計			2,248	小計			9,637
			合計				11,885

資料④

第26表 過去3年間における

種目		溶接技能者	ボイラー技士	クレーン運転士	電気工事士	無線通信士	自動車整備士	理容師	美容師	訪問介護員(ホームヘルパー)	クリーニング師
		平成20年度	受験者	590	358	8	75	3	94	35	10
	合格者	550	314	8	68	2	93	35	10	69	33
平成21年度	受験者	479	321	12	62	8	88	38	9	107	43
	合格者	414	273	12	62	8	83	37	8	107	38
平成22年度	受験者	363	298	13	65	5	73	40	14	137	37
	合格者	337	251	8	58	5	71	38	14	136	35

資格又は免許の取得状況表

(単位:人,%)

自動車運転免許	海技従事者	情報処理技術者	危険物取扱者	手動ガス圧接工	消防設備士	技能検定	特別教習	技能講習	技能照査	その他の	合計	合格率
41	16	206	968	11	31	89	449	768	37	1,158	5,057	85.9
41	16	101	743	9	19	84	449	765	36	897	4,342	
38	10	249	1,130	19	40	99	440	1,404	20	1,748	6,364	85.5
38	10	146	906	18	25	93	439	1,393	19	1,315	5,444	
40	7	239	1,026	20	47	69	660	1,632	9	2,000	6,794	87.1
39	7	135	802	12	32	67	656	1,625	9	1,582	5,919	

資料⑤

第1表 満期積放者・仮積放者の推移

(昭和58年～平成22年)

年	A 満期積放者数	B 仮積放者数	C=B÷(A+B) 仮積放率(%)
昭和58	14,561	16,885	53.7
59	13,791	18,716	57.6
60	14,143	17,795	55.7
61	13,687	18,130	57.0
62	13,413	17,603	56.8
63	13,300	16,540	55.4
平成元	12,572	16,200	56.3
2	11,557	14,896	56.3
3	10,211	13,831	57.5
4	9,714	12,417	56.1
5	9,504	12,532	56.9
6	9,233	12,517	57.5
7	9,233	12,138	56.8
8	9,053	12,316	57.6
9	9,160	12,829	58.3
10	9,292	12,948	58.2
11	9,870	13,256	57.3
12	10,459	13,256	55.9
13	11,291	14,423	56.1
14	11,990	15,318	56.1
15	12,386	15,784	56.0
16	12,836	16,690	56.5
17	13,605	16,420	54.7
18	14,503	16,081	52.6
19	15,465	15,832	50.6
20	15,792	15,840	50.1
21	15,324	14,854	49.2
22	14,975	14,471	49.1

(注) 矯正統計年報による。ただし、平成22年は同年報資料(仮集計)による。

資料⑥

第5表 仮釈放を許す旨の決定を受けた有期刑受刑者の刑執行率
(平成21年)

執行すべき刑期	総数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90~94%	95%以上	
総数	計	14,981 (100)	9 (0.1)	333 (2.2)	3,435 (22.9)	6,863 (45.8)	3,183 (21.2)	1,158 (7.7)
	初犯	10,750 (100)	7 (0.1)	328 (3.1)	3,257 (30.3)	4,824 (44.9)	1,705 (15.9)	629 (5.9)
	累犯	4,231 (100)	2 (0.0)	5 (0.1)	178 (4.2)	2,039 (48.2)	1,478 (34.9)	529 (12.5)
6月以内	初犯	48	—	4	3	25	—	16
	累犯	6	—	—	—	5	—	1
1年以内	初犯	672	1	19	152	349	143	8
	累犯	402	1	2	24	198	173	4
1年6月以内	初犯	1,654	1	107	639	726	176	5
	累犯	824	—	0	64	537	219	4
2年以内	初犯	1,866	2	48	776	741	202	97
	累犯	1,051	—	2	73	586	257	133
3年以内	初犯	3,104	—	99	1,012	1,441	425	127
	累犯	1,300	1	1	13	561	567	157
5年以内	初犯	2,576	2	45	593	1,223	494	219
	累犯	557	—	—	4	141	225	187
10年以内	初犯	763	1	6	80	300	239	137
	累犯	88	—	—	—	11	35	42
15年以内	初犯	64	—	—	2	18	26	18
	累犯	3	—	—	—	—	2	1
15年を超える	初犯	3	—	—	—	1	—	2
	累犯	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 保護統計年報による。
2 ()内は構成比である。

資料⑦

第6表 有期刑仮釈放者の仮釈放期間別内訳（平成17～21年）

年次	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
平成17年	16,407 (100.0)	240 (1.5)	2,619 (16.0)	2,808 (17.1)	5,805 (35.4)	4,179 (25.5)	705 (4.3)	51 (0.3)
平成18年	16,077 (100.0)	204 (1.3)	2,505 (15.6)	2,763 (17.2)	5,943 (37.0)	4,053 (25.2)	588 (3.7)	21 (0.1)
平成19年	15,830 (100.0)	152 (1.0)	2,615 (16.5)	2,848 (18.0)	6,089 (38.5)	3,645 (23.0)	462 (2.9)	19 (0.1)
平成20年	15,835 (100.0)	191 (1.2)	2,569 (16.2)	2,849 (18.0)	6,189 (39.1)	3,597 (22.7)	428 (2.7)	12 (0.1)
平成21年	14,848 (100.0)	188 (1.3)	2,444 (16.5)	2,690 (18.1)	5,798 (39.0)	3,349 (22.6)	359 (2.4)	20 (0.1)

(注) 1 保護統計年報による。
2 () 内は構成比である。

資料⑧

4-6-4-2表 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

① 仮釈放者 (平成13年～22年)

年次	保護観察終了人員	再処分人員	再処分率	処分内容								取消率	取消・再処分率	
				懲役・禁錮				罰金		拘留・科料	起訴			その他
				実刑	観察付	単	純	一般	交通					
13年	13,906	97	0.7	0.2	-	-	0.1	0.3	0.0	0.1	-	7.1	7.5	
14	14,697	134	0.9	0.4	-	-	0.1	0.3	0.0	0.1	-	7.1	7.5	
15	15,576	153	1.0	0.3	-	-	0.1	0.4	0.0	0.2	-	6.6	7.1	
16	16,539	177	1.1	0.5	-	-	0.1	0.3	0.1	0.1	-	6.2	6.7	
17	16,793	181	1.1	0.6	-	-	0.1	0.3	0.0	0.2	-	5.8	6.2	
18	16,496	133	0.8	0.4	-	-	0.1	0.2	0.0	0.1	-	6.3	6.6	
19	16,430	99	0.6	0.2	-	-	0.0	0.2	0.0	0.1	-	5.0	5.3	
20	16,054	109	0.7	0.4	-	-	0.0	0.1	0.0	0.1	-	4.5	4.7	
21	15,364	88	0.6	0.3	-	-	0.1	0.1	0.0	0.1	-	4.3	4.5	
22	14,481	82	0.6	0.2	-	-	0.1	0.1	0.0	0.1	-	4.2	4.4	

② 保護観察付執行猶予者 (平成13年～22年)

年次	保護観察終了人員	再処分人員	再処分率	処分内容								取消率	取消・再処分率	
				懲役・禁錮				罰金		拘留・科料	起訴			その他
				実刑	観察付	単	純	一般	交通					
13年	5,286	1,875	35.5	30.5	0.0	-	1.5	2.6	0.1	0.8	-	32.5	37.2	
14	5,377	1,999	37.2	32.2	0.1	-	1.1	2.6	0.0	1.2	0.0	34.1	38.8	
15	5,391	1,917	35.6	30.3	0.0	-	1.4	2.5	0.1	1.2	-	32.7	37.7	
16	5,324	1,786	33.5	28.4	0.1	-	1.4	2.5	0.1	1.0	0.0	30.6	35.5	
17	5,261	1,809	34.4	29.3	0.0	-	1.3	2.4	0.0	1.3	0.0	32.1	36.9	
18	5,108	1,745	34.2	28.8	0.1	-	1.3	2.3	0.0	1.6	-	32.1	37.1	
19	4,816	1,467	30.5	25.3	0.1	-	1.5	1.9	0.0	1.6	-	28.4	33.1	
20	4,711	1,384	29.4	24.1	0.0	-	1.7	2.1	0.1	1.4	-	26.1	31.1	
21	4,576	1,331	29.1	24.1	0.1	-	1.6	1.9	0.2	1.2	-	26.4	31.3	
22	4,123	1,151	27.9	22.7	0.0	-	1.8	1.9	0.1	1.3	-	24.9	29.7	

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再処分人員」は、保護観察期間中に再犯により刑事処分等（刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員をいい、「再処分率」は、保護観察終了人員に占める再処分人員の比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 3 「観察付猶予」は、保護観察付執行猶予であり、「単純猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等、道交違反並びに道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「取消率」は、保護観察終了人員に占める遵守事項違反又は再犯により仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の人員の比率をいう。
 6 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員に占める保護観察期間中に刑事処分等を受け、又は仮釈放等を取り消された者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の比率をいう。